

令和5年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和5年9月12日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時56分 散会

○出席委員（28名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	5番	赤平 泰衛	委員		6番	工藤 賢生	委員
	7番	竹内 博之	委員		8番	樋川 篤子	委員
	9番	竹浪 敦	委員		10番	成田 大介	委員
	11番	坂本 崇	委員		12番	齋藤 豪	委員
	13番	蛭名 正樹	委員		14番	畑山 聡	委員
	15番	石山 敬	委員		16番	木村 隆洋	委員
	17番	千葉 浩規	委員		18番	野村 太郎	委員
	20番	尾崎 寿一	委員		21番	蒔苗 博英	委員
	22番	松橋 武史	委員		23番	石岡 千鶴子	委員
	24番	三上 秋雄	委員		26番	工藤 光志	委員
	27番	清野 一榮	委員		28番	田中 元	委員

○出席理事者

企画部長	外川 吉彦	総務部長	番場 邦夫
財務部長	奈良 道明	市民生活部長	岩崎 隆
福祉部長	秋元 哲	健康子ども部長	佐伯 尚幸
農林部長	森岡 欽吾	観光部長	神 雅昭
建設部長	木村 和彦	都市整備部長	小山内 孝紀
会計管理者	菅野 昌子	上下水道部長	小野 敦弘
選挙管理委員会事務局長	中村 工	企画課長	白戸 麻紀子
企画課参事	櫻庭 智之	企画課長補佐	飯塚 忠明
広聴広報課長	菊地 謙太郎	健康づくりのまちなか拠点整備推進室長	青山 洋蔵

健康づくりのまちなか 拠点整備推進室参事	鎌田春香	人事課長	福士太郎
防災課長	一戸拓利	情報システム課長	羽場隆文
情報システム課長補佐	木村幸生	財政課長	堀川慎一
管財課長	工藤浩	市民税課長	村元広美
資産税課長	石田剛	収納課長	中田和人
市民協働課長	高谷由美子	市民協働課長補佐	齊藤弘行
市民協働課総括主幹	奈良幸仁	市民課長	尾坂毅
環境課長	菊池浩行	生活福祉課長	佐々木順一
介護福祉課長	齊藤隆之	こども家庭課長	蒔苗元
国保年金課長	葛西正樹	農政課長	澁谷明伸
農村整備課長	柳田尚美	農村整備課長補佐	白浜尚
文化振興課長	佐藤孝子	道路維持課長	柴田義博
地域交通課長	羽賀克順	岩木総合支所長	野呂智子
相馬総合支所長	佐々木章夫	会計課長	間山博樹
上下水道部総務課長	中村洋幸	選挙管理委員会事務局次長	笹広人
監査委員事務局次長	竹内孝行		

○出席事務局職員

事務局長	佐藤記一	次長	堀子義人
次長補佐	高屋憲	主幹兼議事係長	蝦名良平
総括主査	成田敏教	主査	附田準悦
主事	外崎容史	主事	田村宣樹

午前10時00分 開会

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第53号から第65号まで及び第70号の以上14件であります。

審査に当たりましては、お手元に配付しております日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業会計の順序で進めてまいりたいと思います。

審査に先立ち委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めていただきます。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第53号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第53号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第5号)について御説

明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に9億8278万8000円を追加し、補正後の額を834億147万3000円とするほか、継続費、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、私立保育所等整備事業費補助金に係る変更1件であります。

繰越明許費の補正は、旧第一大成小学校跡地整備工事基本設計業務委託料などに係る追加2件であります。

地方債の補正は、農業用施設災害復旧事業に係る追加1件、私立保育所等整備事業などに係る変更4件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、11ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の7億7148万2000円は、令和4年度決算における実質収支の確定に伴い、財政調整基金積立金及び市債管理基金積立金を追加するものであります。

11目諸費の3648万4000円は、過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金を追加するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の187万円は、戸籍システムデータ突合等業務委託料を計上するものであります。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の1271万3000円は、私立保育所等整備事業費補助金を追加するものであります。

12ページを御覧ください。

3項生活保護費1目生活保護総務費の288万2000円は、生活保護システム改修業務委託料を追加するものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の135万円は、農の雇用継続支援事業費補助金を追加するものであります。

6目農地費の1000万円は、高岡溜池の廃止工事

に係る設計等業務委託料を追加するものであります。

2項林業費2目林業振興費の3500万円は、林道施設補修工事を追加するものであります。

3目造林費の197万2000円は、分収造林売払収益分収金を計上するものであります。

13ページを御覧ください。

9款1項消防費3目消防施設費の903万5000円は、消火栓及び防火水槽整備工事を追加するものであります。

11款1項災害復旧費2目農業用施設災害復旧事業費の1億円は、令和4年の大雨により被災した農地・農業用施設の災害復旧に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入、20款繰入金及び23款市債をそれぞれ計上するとともに、一般財源として21款繰越金及び23款の臨時財政対策債などを追加するほか、12款地方交付税の追加1億6102万2000円の追加をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎16番（木村 隆洋委員） 私のほうから1点お伺いしたいと思います。

4ページ、繰越明許費の補正、2款1項、旧第一大成小学校跡地整備工事基本設計業務委託料1496万円についてお伺いいたします。

今議会でこの基本設計、繰越明許の補正にかかったということは、今年度中に基本設計ができるのかなという、来年度にずれ込むのかなという認識もあるのですが、今議会において繰越明許費の補正にかかった理由についてお伺いいたしま

す。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 今回の補正ですが、今年度計上している旧第一大成小学校跡地整備の基本設計業務に係る委託料のほうの繰越明許費を設定しようとするものであります。

補正予算を計上するに至った経緯としましては、当初、本業務委託については、本年5月から公募型プロポーザルによる事業者選定により選定作業を進めておりましたが、作業中の審査委員会による審査の結果、契約候補者となる事業者がいなかったため、公募の手続を中断したものであります。現在、再公募の手続を進めておりますが、スケジュールに遅れが生じたことにより、設計業務の完了が年度をまたぐ見込みとなったことから、今回繰越明許費を設定するものであります。

◎16番（木村 隆洋委員） これ、今、旧第一大成小学校の跡地の整備は我々、従来から旧市立病院と一体となって健康づくりのまちなか拠点事業として整備すると。昨年の第3回定例会で一般質問をした際に、旧市立病院の跡地整備のスケジュールに関しては、今年度の実設計、令和6年度の工事着手を予定していると。今回、繰越明許費補正をした旧第一大成小学校跡地に関しては、今年度に基本設計、来年度に実設計、令和7年度からの工事着手を予定して、令和9年度からの供用開始を目指しているという答弁もありました。今後、このスケジュールに影響はあるのでしょうか。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 現時点での想定スケジュールでございます。旧第一大成小学校跡地整備に係る基本設計については、現在再公募の手続を経て、本年11月中の契約、来年7月中の業務完了を目指して進めております。その後、来年度ですが、令和6年度

に予定している実施設計について、並行して準備作業を進めることにより、当初の予定どおり令和6年度内の業務完了が可能であると見込んでおまして、供用開始までの全体スケジュールに影響はないものと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） ぜひ遅れのないようをお願いしたいと思います。

最後に、関連して、健康づくりのまちなか拠点事業という観点からいって、旧市立病院の跡地の整備費に関しては、昨年の同じ第3回定例会でも大体約40億円から70億円を見込んでいたというふうになりました。今回実施設計を行ったことによって、ある程度整備費の額がもし見えているのであればお答えいただければと思います。

それと、今の旧第一大成小学校の跡地の整備費の見込みに関しては、これまでまだ分からないという答弁で昨年の第3回定例会でもありました。もし現時点で見込額でも分かるようであればお知らせ願いたいと思います。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） まず、旧市立病院の改修工事に係る概算事業費でございますが、昨年、令和4年度に実施しました基本設計において概算事業費を算出しておまして、約57億円から70億円程度を見込んでおります。これについては、今年度実施しております実施設計でさらに金額のほうを精査していくこととしております。広場整備、旧第一大成小学校跡地の整備の事業費ですが、今回補正にも上げさせていただきました基本設計の中で具体的な仕様等を整理した後、概算事業費についても積算することとしておりますので、現時点ではお示しできる数字がないということで御了承いただければと思います。

◎1番（須藤 江利加委員） そうでしたら、何点かあるのですけれども、申し上げます。

3款2項1目の私立保育所等整備事業費補助金

追加について質疑いたします。本事業の概要について知りたいので、お答えいただきたいと思いません。

続きまして、6款2項2目林道藍内沢田線改良事業についてであります。この事業についてもちょっと概要が分からないので、教えていただきたいと思えます。

続きまして、6款2項3目の市有林等造林事業追加についてであります。本事業の概要と、説明のところにもあったのですけれども、分収造林という言葉の意味について知りたいのでお答えいただきたいです。

もう一つ、最後が11款1項2目の農業用施設災害復旧事業費追加についてであります。今回、事業費追加となるに至った経緯についてお答えください、お願いします。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） 私立保育所等整備事業費補助金につきましてですけれども、こちらのほうは、教育・保育環境の改善など児童福祉の向上を図るため、老朽化する私立保育所や認定こども園などの施設整備に係る費用に対して補助するものでございます。今回、施設整備の期間は、通常2か年にわたって行われるもので、今回の補正の対象となったのは、令和5年度、本年度から翌年度、令和6年度にかけて整備を行う1施設、石川こども園のほうにおける継続費分につきまして補正予算を計上するというものでございます。

補正の理由としましては3点ございまして、まず一つ目は、国の交付金のほうが一元化したということになるものです。具体的には、私立保育所や認定こども園の整備事業は、これまで保育部分は厚生労働省、教育部分は文部科学省においてそれぞれ補助されていたという仕組みになっていたのですけれども、本年の4月からこども家庭庁の発足に伴いまして、こちらの補助事業がこども家

庭庁に移管及び一元化したということがございます。もう1点、2点目は、昨今の物価高騰及び交付金の一元化による交付金額の増額というものでございまして、昨今の物価高騰に伴って、国の交付基準額が約7%ほど上昇しました。こちらに加えて、交付金の一元化に伴い算定方法が変更になったということも相まって、交付金が増額することになりました。三つ目は、事業債の充当率の変更があったというものでございます。整備事業の1年目の本年分は、当初充当率100%の有利な事業債の活用を見込んでおりましたが、予算の上限に達したということの連絡があり、充当率が80%の事業債を活用することとして、あわせて一般財源が増額するというものでございます。◎農村整備課長（柳田 尚美） 私から、まず藍内沢田線改良事業の概要についてお答えいたします。

林道藍内沢田線ののり面崩壊を防ぐための改良工事等で、施設の保護と機能維持、通行者の安全確保を図ることを目的として、事業費4000万円です……当初、測量、設計の業務委託料として500万円を措置し対応していたのですが、今回、国において事業費の残り全額を前倒しで交付することが決定されたものであります。

少しこの事情を申し上げますと、藍内沢田線では令和2年度からのり面崩壊が度々起こるようになり、特に豪雨や雪解けの後に崩落が頻発し、その都度土砂の撤去を行ってきたものであります。藍内沢田線は横軸的な位置づけで、他の林道をつなぐ、結びつけるという役割がございまして、地域の国有林、その他杉林のアクセスを容易にする機能を持つほか、藍内集落と沢田集落にとって、市街地方面からのアクセス道路が被災した場合には、同線が重要な迂回路として活用が期待できることから、今回、のり面の恒久的な対策として事業化していたものであります。これがそ

の意義が認められて国のほうで事業費の前倒しが行われるということでございます。

続きまして、市有林等造林事業追加の概要について御説明いたします。補正の概要といたしましては、国と市及び地元団体が関わる分収造林契約に関し、国による入札で国有林の売払い契約が成立したため、国から市に対して支払われる分収金を歳入として受け入れるとともに、市と地元団体の契約に基づき、地元団体に対して支払われる分収金を今回、歳出に197万2000円を追加しようとするものであります。

続きまして、この分収造林制度ということなのですけれども、まず林をイメージしていただいて、土地を持っている人と、土地を持っているけれども作業しない人がいて、あと土地はないのだけれどもその作業に関わる人がいて、こういう人たちで売払い金を分け合おうということなのですけれども、分収造林制度は、土地の所有者以外の者が所有者に代わって植栽、保育、伐採などを行って、立ち木の売払いで得た収益を関係者同士で分配する制度であります。今回の場合も国が所有する林地におきまして、国に代わって地元団体が植栽等の管理を行いまして国有林の売却に至ったわけでありましたが、この売払い収入を3者で分け合うものであります。このうち、まず国からは市のほうに、市と地元団体の分を合わせて収入がありまして、そのうちの中から市から地元団体に支払われるものをこの歳出のほうに予算計上させていただいたというものです。

それから、農業用施設災害復旧事業に係る追加の経緯であります。増額の理由は、雪解け後に改めて現場を確認したところ、数量が昨年調査時から変更が必要になったものや、発災当初には草木に隠れて確認できなかったものがあって、改めて測量を要するもの、あと地質の問題で材料が新たに必要になったものなどがあって、当初予定し

ていない費用が増額したというものであります。特に数量変更による工事費の増加が著しく、これまでの1か所当たりの見込額が増えてきておりますので、今後も工事が進むについて同様に増額が見込まれることから、今回増額に至ったというものであります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

一番最初の3款2項1目の私立保育所等整備事業費補助金追加のところで再質疑なのですが、本事業の補助金基準額ですか、これの考えについてと、あわせて、石川こども園が今回対象となっているのですが、なぜ今回石川こども園が対象になっているのかお答えいただきたいです。

あともう一つ、6款2項2目の、すみません、先ほど読み間違えました、林道藍内沢田線改良事業についてでありますけれども、のり面の崩壊は大変危ういお話でありますので急ぐべきことではあると思うのですが、急ぐに至ったその経緯といえますか、今の状況の詳細についてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

あともう一つ、6款2項3目の市有林等造林事業追加についてでありますけれども、本事業の事業費の内訳についてお答えいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） まず、補助基準額の考えにつきましてですけれども、施設整備の補助金につきましては、まず整備に係る総事業費、それから寄附金やその他の収入額を控除した額を基本として、これと補助対象となる経費の合計額、市で定める基準額を比べても最も少ない額を補助基準額としてございます。補助率につきましては、その補助基準額に対して75%、内訳は国が4分の2、市が4分の1ということになってまして、補助の対象経費というものにつきましては、本体工事費をはじめ解体の撤去工事費や施設

の整備工事費、設計管理料などとなっております。

続いて、なぜ石川こども園なのかということにつきましてですが、保育所等の施設整備につきましては毎年、各施設に対しまして施設整備の希望の調査を行ってございます。昨年度の調査におきまして応募がありました整備計画の中で、石川こども園の整備が優先度が高いということがございまして、今年度の当初予算に計上したものでございます。なお、石川こども園のほうは、現在の建物は昭和52年に市が公立保育所、昔の石川保育所のほうを増改築した建物というものでございまして、建築から45年が経過しまして、建物全体の老朽化が進んだということから、園児が安心して過ごせるように全面的な施設の建て替えを行う予定としてございます。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 林道藍内沢田線の現在の状況ということでありました。林道に接するのり面において、気象や経年劣化が原因とされる土砂崩壊が発生し、その崩壊は年々進行して、土砂や岩が林道にまで及ぶ状況となり、このままでは通行者の安全が脅かされ、また林道が通行不能になるおそれが生じていたもので、先ほども申し上げましたとおり、雪解けの後、大きな雨が降った後には土砂が堆積し、それを随時撤去していたところでもありますので、これを解消するために、今、工事を行うというものであります。

◎農村整備課長補佐（白浜 尚） 私のほうからは、6款2項3目の市有林等造林事業の追加につきましての事業費の内訳について御説明いたします。

事業費の内訳につきましては、先ほども説明にありました分収林の入札でもって立ち木の売払い金額が352万円でございます。それを分収造林契約の分収割合というのが定められておりまし

て、国と市との分収割合が国が20%、市が80%でございます。市の80%のさらに再分収契約が、地元の森林組合と締結されてございまして、市の80%のうちの再分収割合が、市が30%、地元の山林組合が70%でございますので、その70%の分が今回の補正予算に計上しております197万2000円でございます。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは、予算書の13ページ、11款1項2目農業用施設災害復旧工事費について、ただいまの須藤委員からの質疑にもあったところなのですが、今の質疑で大体工事の内容、予算の内容というのはおおむね分かったのですが、ここで聞きたいのが、1億円の補正の中で12節委託料のほう、設計等業務委託料が4000万円で、その次の14節工事請負費が6000万円ということで、この設計等業務委託料というのが補正額の40%、4割というのが、これまでのいろいろな公共事業、いろいろな工事、委託料とかがあったのですが、その中でこの40%になるというのがなかなか目新しいなと思うので、まずはこの委託料の概要と、どうしてこの1億円のうちの40%、4割になっているのかということをお願いします。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 今回、委託料で4000万円計上してございますけれども、測量設計等ということなのですが、中身としては測量設計委託のほかには盛土材の、土質改良業務委託料が含まれてございまして、こちらが双方2000万円ずつということで計上しております。

◎18番（野村 太郎委員） もうちょっとそこを詳しく教えてください。それというのは、設計業務等委託料と、「等」と書いているので様々あると思うのですが、どうしてそれが設計のほうに入っていて工事のほうに入っていないのかというところ、今のところをもう少し分かりやすく、詳しく説明をお願いします。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 土質改良業務も委託で、測量設計につきましてもこれは委託料でお支払いするという事なので、これらを合わせて12節で予算を盛らせていただいたというものであります。

◎18番（野村 太郎委員） 今の説明をかみ砕くと、この12節委託料の、設計等業務委託料というふうになっているのだけれども、大体我々のイメージでは、測量をして工事の概要が大体こういうふうにかかりますよという設計業務というものだけだと思ったのだけれども、実際にはいろいろそういった土質改良の工事というものも含まれているので、全体的に言うとこの補正の中の4割になっておるという理解で、実際、設計委託料になっているのだけれども、ほぼ工事のようなものも入っているからこうなっているのだという理解でよろしいでしょうか。

◎農村整備課長（柳田 尚美） そのような御理解をお願いします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 農村整備課長、質疑者が答弁するような、そんな答えが返ってくるのはなしで、もうちょっとぱっと的確に答弁ください。

◎農村整備課長（柳田 尚美）（続） 失礼いたしました。

こちら設計等業務委託の中には、説明の中に先ほどあったのですけれども、調査時点で分からなかった、草木に隠れていたものとか、雪解け後に変わった場所とかというところがありまして、改めて測量が必要になったものもありまして、それが既に1000万円ほど出ているものがございます、今後も工事が進むにつれてそういうものが出てくるのではないかとということでこれを今回見込んだもので、土質改良委託のほうにつきましても、やはり同じように今まで出てきたものが、実績がありますので、今後も必要になる場合がある

のではないかとということに備えて今回補正させていただきます。

◎26番（工藤 光志委員） 関連質疑します。これ、中部広域農道のことだよな。まず確認。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 中部広域農道でもございましたが、ほかの場所でもあるということで、今回計上させていただきました。

◎26番（工藤 光志委員） 中部広域農道のほかの場所もまず教えてください。

この土質改良については、設計等業務委託料なくて、ちゃんと土質改良工事の委託だろう。そこで項目を一つつくらねばまいねでばな。何で設計等業務委託に入れるのか。「等」がついているけども。

新たに、草木で隠れていて調査のときに見えなかったと。調査が不十分だったということでしょう。それで、国のほうに災害申請をして災害査定をもらって、予算の執行が遅れて。本来、これ、県でやらなければならない事業なのでしょう。中部広域農道は県道なので。管理委託は市で受けているけれども、その辺のところをちゃんとしてください。質疑なので、答えろ。

◎農村整備課長（柳田 尚美） まず、土質改良が必要な箇所について、ほかの場所ということなのですが、申し訳ありません、今、手元に具体的な場所は持ってございません。それと……。

◎委員長（佐藤 哲委員） 農村整備課長、後ろのほうに担当の人間がいるのではないかと、議場外に。それ、資料がなかったら、取り寄せなさい。

暫時、休憩。

〔午前10時34分 休憩〕

〔午前10時40分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 失礼しました。

まず、土質改良が必要な箇所についてということでございました。まず中部広域農道では、これは予算を既に使っているのですけれども、今後見込まれるものとして三和のほうに権左工門溜池というところをございまして、こちらまだ業者は決まっていなくて、そこでも土質改良が必要になるということが見込まれております。それ以外にも今後発生する、明らかになるところがあるのではないのではないかとということで、合わせて2000万円計上させていただいたということでもあります。

それから、本来工事のほうに、土質改良工事のほうに盛るべきではないかという御指摘があったのですけれども、こちら土質改良業務委託ということで、もう一度確認しましたけれども、そのような発注の仕方をしているということでしたので、このようにいたしましたということです。

あともう一つ、今になって測量が必要になるのは調査不十分なのではないかというお話でありましたけれども、これは被災してから3週間をめどに市から国のほうに確定報告を上げるということをございまして、3週間から4週間の間に県のほうにまとめてその状況を報告するのですけれども、その際に人員をかけて調査すると。これ、十分な人数をかけてそれぞれ測量できればもう少ししっかりしたものができるとは思いますが、実際のところは現地、被災箇所が多くございまして、それぞれのところに手分けして行って、中には現場の写真、そういうものから設計を起こして発注しているというものもありますので、これは総量を変更していくというのはやむを得ない部分があるのではないかとということで御了承いただきたい点です。

◎26番(工藤 光志委員) 納得いかないな。工事場所の、災害で崩れた日にちから、今、何か月になるのだ。もう1年過ぎているのだよ。だっ

たら、2週間、3週間で県のほうに報告して、国のほうの査定をもらってとなれば、6月の議会でもうそういうこと、ちゃんと補正が組めるのではないですか。そういうふうな、また設計の変更までして、調査不十分でほかのところはこういう見込みだと。地盤が弱っているところもあるかもしれない。そんな補正予算を通せるか、ちゃんと調査もしていないやつを。確実にこれは土質改良しなければならない事案ですよということで我々に説明さねばならないわけでしょう。何をやっているのだ、今まで。国の査定を受けたのは何月だ、災害の。それ、答えてみろ。

◎農村整備課長(柳田 尚美) 調査は11月から12月上旬まで入っております、これ記憶で申し訳ありませんけれども、12月9日に調査を終えていると記憶しております。

◎26番(工藤 光志委員) 調査終了が11月から12月だべ。草木で見えないところがあったのか。草は枯れているし、木の葉っぱは落ちているし、今頃になってそういうふうな草木がどうのこうのという、それ理由にならないぞ。まだ質疑してらんだね。人数が足りないなら、人数を増やせばいいでばな。ちゃんとした設計を組むために、査定を通るために、ちゃんとした調査をして報告して、それで査定をもらって工事設計業務とか工事の準備とかをするのでしょうか。人が足りないなんて、それはあなた方の怠慢でしかすぎないのではないかと。ちゃんとやれよ。

その見込み、これから土壌改良しなければならない見込み、ちゃんとした根拠があって、2000万円の土質改良費を盛ったのだよね。その土質改良の方法を教えてください。

◎委員長(佐藤 哲委員) 工藤光志委員、質疑は3回までということをございしてください。

◎農村整備課長補佐(白浜 尚) 土質改良の工法ということなのではございますけれども、今現在考えてご

ざいますのが、盛土する土のほうにセメントを混入いたしまして、それで固めて、それをだんだん上のほうまで盛土していくというこの工法で、ちょっと今、考えています。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 先ほど国の査定の日程をお知らせいたしましたけれども、あの箇所というのは国の補助の適用になる箇所についての査定でありまして、そちらの現場は査定の準備として現場確認をしているのですけれども、そのほかに残っている市の単独で処理する場所についてはそのままになっているということで、本年度に入って雪解け後に工事が本格化して、その状態が明らかになってきたというものであります。

この概算的な発注の方法につきましては、公共工事の品質確保に関する関係省庁連絡会議による、そこで定められた指針によりまして、災害発生後の場合には、概算数量による発注を行った上で後に変更するという手続も考慮されるべきだということが書かれてございまして、我々はそれに従っているというつもりでございまして。〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

◎26番（工藤 光志委員） 3回の質疑は分かっています。ただ、今、質疑の途中で新しい事案が出てきたから再度質疑したのであって、その辺のところは考慮していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員長（佐藤 哲委員） 工藤光志委員に申し上げますけれども、質疑する事項に至っては、新たにというよりも、それを全部ひっくるめて質疑していかないと、際限なく広がってしまいます。そのことを御了解ください。

◎4番（三浦 行委員） では、話を変えて1項目お伺いします。

3款3項1目の生活保護適正実施推進事業追加についてです。被保護者調査の調査項目見直しに伴い生活保護システム改修業務委託料を追加と書

いてあります。この変更された部分と追加された部分についてお伺いします。

◎生活福祉課長（佐々木順一） 今回の生活保護システム改修業務において変更及び追加された項目について説明させていただきます。

今回のシステム改修は、生活保護受給者の状況を毎月国へ報告している被保護者調査の調査項目が令和6年4月から見直されることに対応するものであり、調査項目の変更・追加が行われるのは、次の4項目になります。まず一つ目は、生活保護の申請件数等の項目について、内訳として葬祭扶助等の一時扶助に関する項目が追加されたものであります。二つ目は、生活保護廃止の理由について、新たな区分として累積金の増加が設けられたものであります。三つ目は、医療扶助に関する報告が、これまで月1回であったものが年1回へと変更になったものであります。四つ目は、児童生徒がクラブ活動に要する費用に対して支給される学習支援費の受給状況に関する調査が追加されたものであります。

◎4番（三浦 行委員） ありがとうございます。保護廃止の理由についての新たな区分として設けられた累積金の増加とはどういうことでしょうか。この説明をよろしく申し上げます。

◎生活福祉課長（佐々木順一） 累積金の増加とはどのようなことかという御質疑ですが、累積金とは、既に支給された保護費のやりくりによって生じた預貯金等であり、その使用目的が生活保護の趣旨・目的に反しない限り保有は容認されます。ただし、累積金が生活保護受給世帯の最低生活費のおおむね6か月分相当の額を超え、最低生活の維持に活用するほかに特に使用目的が認められない場合には、その超える額について収入認定を行い、累積金の増加を理由として生活保護の廃止となります。

◎4番（三浦 行委員） そうですね。生活保護

の被保護者が施設に入って、買物等で外出しない方ならそういう話もあるかなと思います。また、被保護者が宝くじに当選したとか、いいことがあって収入が入ったというのならいいのですが、何かのときのために生活保護費から少しずつ貯金していたような場合、それで生活保護廃止になるのは厳しいと思いましたので、市としてもケースワーカーと連携して、実情に沿った対応をしてほしいと考えました。

ありがとうございました。

◎17番（千葉 浩規委員） 三つあります。

一つ、戸籍システムデータ突合等業務委託料についてです。国の改正に伴うものであれば、その内容と委託する業務内容、委託先、財源について答弁をお願いします。

次は、2款1項3目の財政調整基金積立金追加と市債管理基金積立金追加についてですが、これは補正予算の概要で、令和4年度一般会計決算剰余金と令和4年度病院事業清算費特別会計決算剰余金が原資になっているということは分かるのですけれども、この予算書においては歳入でどの部分に当たるのかということと、あとはこの二つの剰余金をどのような基準でこの二つの積立金に振り分けているのかというところの答弁をお願いします。

あともう一つは、13ページの9款1項3目の消火栓整備工事追加について、その工事追加の概要について答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） 私からは、戸籍システムデータ突合等業務委託料についてお答えいたします。

まず法改正の内容についてということですが、この法改正と申しますのは、令和元年に行われた戸籍法の改正のことでございまして、主な内容につきましては、まず本籍地以外の市区町村での戸籍証明書の発行が可能になるということで

ございます。これによりまして、婚姻届などの戸籍関係の届出の際に戸籍証明書の提出が不要となります。また、児童扶養手当等の各種の社会保障手続におきまして必要な戸籍証明書の提出が、マイナンバー制度を活用することで省略することができるようになるというような改正が主な内容でございます。

それから、業務委託の内容ということですが、これも、当市で保有している戸籍のデータと、それから定期的に当市から法務省のほうへ戸籍情報連携システムというところに戸籍データを送信しておるのですが、この法務省のほうに保存してある当市のデータが一致しているかどうかを確認する作業がございます。それと、もし不一致があれば修正等を行う作業を委託するものでございます。

委託先は、当市が導入している戸籍システムの開発事業者である株式会社日立システムズ北東北支店でございます。財源は、全額市費の負担ということになってございます。

◎財政課長（堀川 慎一） 基金積立金の内容についてお答えします。

まず、振り分けの部分を先に御説明させていただきます。まず財政調整基金積立金につきましては、令和4年度一般会計決算剰余金5億9143万6000円のうち、その2分の1の額となる2億9571万8000円を積み立てるほか、令和4年度末で廃止した病院事業清算費特別会計の決算剰余金1億8004万6000円を積み立てるものでございます。

次に、市債管理基金積立金につきましては、今後の公債費への対応として一般会計決算剰余金の残りの2分の1を積み立てるものであります。

続いて原資の話でございしますが、こちらについては歳入の9ページ、21款繰越金のほうに補正計上してございます。

◎防災課長（一戸 拓利） 消火栓の整備事業になりますけれども、こちらは消火栓の新設2件、

あと移設4件と件数は変わらないのですが、昨今の原材料の高騰、鉄蓋とか、あとは調整リング、あとは底板、あと上部ブロック、下部ブロックとか、そういう原材料が上がっているということで今回の補正になったというものであります。

あと、それに併せて、人件費高騰も伴って、今回補正という形を取ったものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） まず、戸籍システムデータ突合等業務委託料についてですが、法改正に伴うということですが、この突合するデータについてですが、紙媒体の、それこそ昔の、大正時代の紙媒体のそういう戸籍も含まれているのかということと、あと本籍地市区町村以外の行政機関等でも戸籍情報にアクセス可能になるということですが、そうなる個人情報保護を適切に保護することもより一層必要になるかと思うのですが、法令上、またシステム上のこの保護の強化というものが行われるのかどうか、答弁をお願いします。

あとは積立金追加のことなのですが、私が質疑したのは、2分の1とか全部とかというのは分かるのですが、その何か根拠みたいなものがあるのかどうか。恣意的に適当に分けるわけではないと思うので、何かそういう基準みたいなものがあるのかどうかを答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） 私から、まず突合するデータに紙媒体の戸籍も含まれるのかということですが、いわゆる古い戸籍、除籍とか改製原戸籍と呼ばれる戸籍のことだと思いますが、本市では、平成19年12月に法務大臣の指定を受けまして、それまで紙で管理していた戸籍簿を電算化しまして、現在では戸籍システムで管理してございます。その電算化した戸籍データは今回全て突合いたします。現在、全国の市区町村の電

算化率は100%となっておりますので、古い戸籍につきましても、全国の市区町村の窓口で取得することができることとなっております。

それからセキュリティーのことでのお話がございました。戸籍情報連携システムのセキュリティーとしましては、まず専用回線による閉じたネットワークであるということ、それからシステムを利用するためには、パスワードと指紋認証による2要素認証が必要でございます。それから、システムを利用するときには、必要な権限のみを利用者に与えてございます。それから、アクセス回数が許容範囲を超えると、自動でロックされるということにもなっております。あとシステムの操作履歴を記録してございまして、それを監視することも可能ということで、技術的なセキュリティーがかなりかかってございますので、職員であれば誰でも自由に見られるというようなシステムではございませんので、個人情報は保護されているものと考えてございます。

◎財政課長（堀川 慎一） 積立金のルールについてお答えいたします。ルールについては、財政調整基金にルールがございまして、財政調整基金においては地方財政法及び弘前市財政調整基金条例において、一般会計において各会計年度歳入歳出決算剰余金を生じた場合は、当該剰余金のうち2分の1を下らない額を積み立てるものとしてございます。これがルール分でございます。それ以外の積み立てについては、今後の財政の見通しにより積み立てたルール外の積み立てになります。

◎17番（千葉 浩規委員） 戸籍システムについてですが、今回、国の法の改正に伴う業務ということなのですが、なぜそれなのに国からの補助金がないのだろうか、あつて当たり前だと思うのですが、なぜないのか、もし分かれば答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） なぜ国から補助金があ

ないのかということでございますが、今回の戸籍法の法改正の内容を実現するために、実際は令和2年度から法務省の指示によりましてシステム改修等を実施してきております。これまで多額の経費が必要なシステム改修につきましては、全額国からの補助を受けて実施してきたところでございます。今年度は、このデータ突合作業のほかに、本格運用に向けましてテスト運用等も実施しているところでございますが、法務省のほうからこれらの作業は各市区町村が行うことという通知がございました。それで、法務局弘前支局に確認しましたところ、国からの補助はありませんという連絡がありましたもので、このたびは市費での実施ということになったものでございます。

◎12番（齋藤 豪委員） 私も先ほどの野村委員、工藤委員の質疑に関連して幾つか質疑をさせていただきます。

11款1項2目農業用施設災害復旧事業費、委託料であります。これ、災害復旧の工事なのですよね。災害はいつ起きて、いつになってこの復旧工事は、さらに先ほどの答弁の中で、設計等業務委託料で、まだ測量も終わっていない、業者も見つかっていない、そういう工事現場もあると。災害ですよ。弘前市の対応は、災害が起きたときにどのような対応をするのか。庁内挙げて災害復旧を優先すべきでないか。私は、一般質問でも、河川敷のゴルフ場がきれいになってゴルフを楽しむ、これ、健康第一を掲げる弘前市にとっては、これ必要などころかもしれません。さらに、ゴルフを愛する人にとっては耳の痛い話かもしれませんが、私は、農業をやっている身としては、農地の災害復旧を優先すべきであって、それが今回このような答弁を頂いているということに非常に疑問と落胆を禁じ得ません。災害復旧のときの対応は、庁内挙げて、建設部も一般工事をやめて、一般業者、災害のときには提携を結んでいる業者

だけでなく、全ての建設業者に来てもらって、測量をやって期日が限られているところに、まず災害の実態を把握して、それを国・県に上げてやるのが道理だと思うのですけれども、その辺についてお伺いします。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 災害が発生した際に迅速に対応するべきということの話だと思います。

我々はまず国に被害の状況を知らせないといけないということで、3週間ないし4週間の間に調査をまず必死にやるわけです。その中から補助が必要なもの、単独で行うものと選別しまして、補助が必要なものについては、国の査定を受ける事務もあると。その中で被災した現場を放っておいてはおけないので、まず道路や水路など供用されるような施設については、応急的な復旧工事を行います。これは4年度においては300件ほど、300件を超える応急復旧工事をしております。それをやっている間に雪も降ってきて、工事をすることができなくなるので、本格的な復旧については春、翌年度になってから開始すると。開始したところで、現場に入ったところに、現場に合わせて数量などを変えていくというような順序になっておりますので、まだ物足りないというところはあるかもしれませんが、我々としては、そこはスケジュールをできるだけ営農に支障のないということをまず一番に考えながら進めてきたところです。

市内の業者にもいろいろお声をかけさせていただいていますけれども、やはり業者もほかの被災している現場もあるということなので、協力はいただいているのですけれども、なかなか契約が進んでいかないという事情も今回あって、我々としてもなかなか思うようには進んではこなかったのだけれども、営農に支障があるというところについては個別に対応しながら進めてきたということ

で、今、年度内の工事完了を目標に頑張っているというところです。

◎農林部長（森岡 欽吾） 委員御指摘のとおり、災害復旧が第一というのはまさしくそのとおりでございます、こちらもそのとおり進めてまいりたいとは考えております。ただ、なかなか思うようにいかない部分もございますので、その辺りはできるだけ改善できるようにこれから努めてまいりたいと考えております。

◎12番（齋藤 豪委員） 農村整備課長だけが矢面に立って本当に申し訳ないのですけれども、建設部も同じ道路です。農道、県道、市道、国道と色分けはされているのですけれども、一般市民はそれ、全く分からないのです。とにかくこの道路が今、災害で不通になったと、早く直してほしい、ただその1点なのです。そういう思いに立って、弘前市が災害が起きたときにどういった対応をするか。業者としっかりと、今回の反省を踏まえて、この次には大きいところ、やりやすいところだけを受けるのではなくて、小さいところでも優先してほしいところはいっぱいあるのです。そういうのも踏まえて今後対応していただきたいと思えます。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私も11款1項の災害復旧のことについて質疑をいたします。

なかなか聞いていても、答弁聞いていても、委員の皆さん、すんと落ちていないので、もう1回確認の意味で質疑いたしますけれども、この1億円のうち4000万円が委託料で、6000万円が工事費。この工事費というのは、全て国の災害査定を受けたやつの実施設計なのですか。それとも、市の単独災害の実施設計なのか、両方なのか、そこをまずお答えください。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 工事費の増額分は単独か、補助なのかということですが、今、単独の分です。今現在残っているのは、畑が

多く残っているという状況なのですけれども、それに対する、今までの実績が年度当初繰越した時点の見積りよりもかなり高めに推移しておりますので、今後もこの状況が続くのであれば必要になるということで、これを見込んで補正させていただいたものです。

◎13番（蛭名 正樹委員） ということは、国の災害査定で、そういうふうなことを受けたやつの実施設計ではないということですよ。そういう意味で、最初から災害査定を受ける国の事業と、市の単独の小さいやつも含めて、そういうふうなことが数多くあって、その実施設計を組むという補正予算なのでしょう、今のやつは。

市のそういう、国の査定を受けて、そういう国の補助をもらってやる災害とまた違う枠の中で、そういう事業が必要なのということなのでしょう、と私はそういうふうにして理解するのですけれども。

◎農村整備課長補佐（白浜 尚） 今の蛭名委員のおっしゃられたとおり、災害査定を受けた場所については、既にもう設計等業務委託料で盛ってやっているのですけれども、ただ先ほど来から説明させていただいた部分で、ちょっとどうしてもできなかった部分もあるので、補助災害とは別な、単独の災害で規模の大きい箇所もあるということも見込まれるので、その分の業務委託料として補正提案させていただきました。

◎13番（蛭名 正樹委員） ですから、そういうふうなことなので、災害査定はちゃんと受けて、大きい、国の事業に乗せたやつはちゃんとやりました、そしてそれ以外の単独災害というか、そういう災害を受けたところがいっぱいあって、その設計を組むために土質調査とかため池の土の分析とか、そういうふうなことをやるために委託料も盛るという話なのでしょう。というふうなことで私は理解するので、多分その辺がしっかりと

伝わらないのですよ、答弁の中で。だから、みんなあやふやになって、大きい災害も国の査定を受けたやつも、単独で整備しなければならないやつも、みんな遅れているのではないかというふうな感じに受け止めるので、その辺はしっかりと答弁するときに、踏まえて答弁していただきたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第54号令和5年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（佐伯 尚幸） 議案第54号令和5年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に6億4421万1000円を追加し、補正後の額を184億7989

万4000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

5款1項1目財政調整基金積立金の6億4421万1000円の追加は、令和4年度決算による剰余金を国民健康保険財政調整基金条例に基づき積立しようとするものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

8款繰越金の6億4421万1000円は、令和4年度決算による剰余金を計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第55号令和5年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（佐伯 尚幸） 議案第55号令

和5年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算に5902万9000円を追加し、補正後の額を22億9626万2000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の5902万9000円の追加は、市が令和5年4月から5月までに収納した令和4年分の保険料を青森県後期高齢者医療広域連合に納付するために追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後6ページにお戻り願います。

5款繰越金の5902万9000円は、令和4年度決算による繰越金を計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、議案第56号令和5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長(秋元 哲) 議案第56号令和5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に12億2653万8000円を追加し、補正後の額を221億7151万1000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページを御覧願います。

4款1項基金積立金の7億6083万1000円の追加は、令和4年度決算による剰余金を弘前市介護保険財政調整基金条例に基づいて積立てしようとするものであります。

6款1項償還金及び還付加算金の4億6570万7000円の追加は、令和4年度介護給付費等の確定に伴い、国庫負担金等の超過交付に係る返還金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

7款繰入金の4億6570万7000円の追加は、令和4年度介護給付費等の確定に伴う国等への返還金の財源を財政調整基金から繰入れしようとするものであります。

9款繰越金の7億6083万1000円の追加は、令和4年度決算による剰余金を新たに計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長(佐藤 哲委員) 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 質疑なしと認め、こ

れをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第70号令と5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第70号令と5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に307万7000円を追加し、補正後の額を221億7458万8000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページを御覧願います。

6款1項償還金及び還付加算金の307万7000円の追加は、第1号被保険者保険料還付金について追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款保険料の307万7000円の追加は、第1号被保険者保険料について追加計上するものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎17番（千葉 浩規委員） 歳出の第1号還付金追加についてですが、もう既にこれについては、介護保険料及び国民健康保険料の賦課誤りについてと題して市のホームページにも既に公表されており、概要や件数や金額、対応方針も示されているところですが、これについては必要なシステム改修が行えなかったことが原因だと広く言われているわけですがけれども、しかしなぜ弘前だけでなく、こんなに広く広く、多くの自治体で同様のこの賦課誤りが生じたのかというのがすごく疑問で仕方がないと。ネットでいろいろ調べたのですけれども、ただただ誤りを犯した自治体の名前がずらずらと並んで出てくるだけで、一体どうしてこんなに広く誤りが生じたのかというのがなかなか出てこないということです。

そこで質疑なのですけれども、この賦課誤りについて、何か国のそういう通達があるのかなと思って調べたら、全然何も出てこない。ある自治体では、何かベンダーから連絡があったといったものが、そういう自治体もちらほらとありましたけれども、しかしこの賦課誤りというのは、当市ではどんな形で知り得たのか、まず答弁をお願いします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） いかなる形でこの事案を知り得たのかというふうなことでございますけれども、全国的に法解釈の誤りといったことで、そういう事案が多数発生しているという状況を受けまして、県のほうで8月に入ってすぐに県内一斉に調査をしてくださというふうな依頼がございました。それによって当市で調査したところ、同様の事案だということを確知したものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） というわけで、国

から来たのではなくて県から来たというのもまた不思議な話で、国は一体どうしていたのだろうかなどということによって本当に疑問になるのですが、国から来たわけではないということですので、なかなか答えづらいところもあるのでしょうかけれども、今回、このような誤りがシステム上、どうして起きたのかということを実は聞きたいところではありますが、なかなかよく分からないこともあろうかと思うので、ここでは実際、この法改正があった場合、どんな手順でシステム改修というのは通常行っているのか、答弁をお願いします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） これまでの法改正等によるシステム改修の手順というふうなことでございますが、国のほうから示されております法改正に沿った参考仕様書のほうを基に市のほうでも仕様書を作成いたしまして、システムの開発業者に委託をしているところでございます。そして契約の締結後でございますけれども、その委託業者と仕様等の詳細について打合せをしながら改修作業をしているというふうな状況でございます。

◎17番（千葉 浩規委員） そうすると、市のほうできちんとその法改正の中身を理解していなかったということになるのだけれども、であるならば、これほどまで広まる必然性は私はないと思うわけです。市がどうこうというのではなくて、もっと深いところで何か誤りがあったのかなと思いますけれども、これ以上追及してもなんですので、これ以上は追求しませんけれども。そこで防止対策として、このシステム委託業者との情報共有を行いながらホームページでは書いているのですけれども、具体的にはどのような対策を取ろうとしているのか答弁をお願いします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 具体的な対策でございますけれども、国から示されてございます法改正に沿った処理、こういったことがなされる

ように市と委託業者との間で打合せを行いまして、手順書を作成して、その手順書に従った形でチェックのほうをしていくというふうにして対応しようとしているものでございます。

◎23番（石岡千鶴子委員） 今の千葉委員の質疑に関連して1点だけ。その改修に係る費用は、どちらのほうで払うことになるのでしょうか。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 通常のシステム改修の費用ということだと、市のほうで負担ということになります。

◎23番（石岡千鶴子委員） こういう場合は、国が根本的に誤っていたという、法改正の誤りというのは、ではこちらのほうで誤ったということになるわけなのですか。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 形的には、市のほうの誤りというふうなこともちょっとあるのかどうかも、我々もやや疑問なところでございまして、ただ、どこに本来の原因があるかというのは非常に、我々も国の通知等も出ない中でなかなか対応に苦慮しているといったところでございます。

◎23番（石岡千鶴子委員） 今後、もしこういうことが度々あるようであれば、国の過ちは国の過ちとして正しながらも、改修費用を度々市が出していかなければいけないということはちょっと心配だというか、それはどう、いかがなものでしょうか。今後について。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） まず1点ですけれども、今回の賦課誤りに関わる改修というふうな作業は行いませんので、費用としては発生しないことになります。今後、そういったところについては、明らかになるようであればそういった対応も可能かとは認識しているところでございます。

◎24番（三上 秋雄委員） 関連してですけれども、課長の答弁は、最初は日立のほうにシステ

ムの改修を依頼するのだという答弁をしましたよね。国の誤りであったという答弁です。あなたの答弁を聞けば、どっちだろう、こっちだろう、今、石岡委員の答弁にもそういうふうに話をしたのだけれども、きちんとしてください。業者の名前が出ましたよね、日立何とかというのは。改修に。出なかったか。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 事業者についての説明は、こちらのほうではしていないものでございます。

◎24番（三上 秋雄委員） ついでに話をしますけれども、いろいろな国の誤り、今、デジタル化で、そういうので誤りが頻繁に出ていますよね。やはりそういうときは国でそういう、例えばマイナンバーの誤りとかそういう経費というのは国で持っていますか。ちょっとそこだけ、ちょっと違うのだけれども、ついでですので。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 大変申し訳ございませんけれども、そのマイナンバーの対応については我々も……。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第57号令和5年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第57号令和5年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出の予定額、資本的収入及び支出の予定額、企業債の限度額を改めようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、主要な建設改良事業費について、工事請負費などを改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入では、消費税及び地方消費税還付金844万8000円を追加し、収入の合計を42億4144万4000円に改めようとするものであります。

水1ページから水2ページにかけての第4条資本的収入及び支出のうち、収入では企業債2450万円を追加し、収入の合計を31億544万6000円に改め、支出では工事請負費など2686万9000円を追加し、支出の合計を54億6988万5000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、企業債の限度額を改めようとするものであります。

そのほか、水3ページから水10ページは実施計画などを、水11ページから水12ページにかけては会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第58号令和5年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第58号令和5年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額を補正するほか、それに伴う資本的収入及び支出における補填財源を改めようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条収益的収入及び支出のうち、収入では、雑収益1億7301万1000円を追加し、収入の合計を54億7217万4000円に改め、支出では消費税及び地方消費税など1523万2000円を減額し、支出の合計

を53億1064万円に改めようとするものであります。

第3条資本的収入及び支出では、さきに述べた収益的収入及び支出の補正に伴う資本的収入及び支出の収支差引き不足額の補填財源について調整しようとするものであります。

そのほか、下3ページから9ページは実施計画などを、下9ページから下13ページにかけては会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

説明は、以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、令和4年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算の審査に入りますが、ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

決算審査に当たり、15名の委員から議会運営申

し合わせに基づく質疑通告がありました。審査の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他の会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いをいたします。

次に、無通告の質疑は、通告者全員の質疑終了後に、改めて審査区分ごとの会派順送りで行います。

ただし、質疑通告者がいない款及び各会計の質疑は、会派順送りではなく一括して、挙手の順で行いますので御了承願います。

質疑を行う際は、決算書のページを基に質疑を行っていただきますようお願いいたします。

なお、モニターには会派の残り時間を表示しますので御参照ください。

以上でありますので、御協力よろしくをお願いをいたします。

それでは、議案第59号令和4年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち、1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**議会事務局長（佐藤 記一）** 1款議会費の決算について説明申し上げます。

44ページから45ページにかけての1項議会費は、議会運営に係る経費でありまして、予算現額4億2427万9000円に対しまして、支出済額が4億368万8169円で、2059万831円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

8節旅費の546万9827円は、常任委員会の行政視察に係る経費などが見込みを下回ったことによるものであります。

18節負担金、補助及び交付金の1038万7518円は、政務活動費交付金の返還などによるものであります。

以上であります。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 質疑なしと認め、これをもって、1款議会費に対する質疑を終結いたします。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時43分 休憩〕

〔午後1時00分 開議〕

◎**副委員長（外崎 勝康委員）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎**副委員長（外崎 勝康委員）** 2款総務費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**財務部長（奈良 道明）** 2款総務費の決算について御説明申し上げます。

決算書45ページから65ページにかけての1項総務管理費は、企画部、総務部、財務部、市民生活部等に係る経費であり、予算現額67億1297万3034円に対しまして、支出済額は65億4012万3698円、翌年度繰越額は81万4000円で、1億7203万5336円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、財務会計システム改修業務委託料に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

54ページの4目企画費12節委託料の4793万2092円は、ふるさと納税返礼品発送等業務委託料の確定などによるものであります。

63ページの9目住民自治振興費18節負担金、補助及び交付金の1560万5808円は、市民参加型まち

づくり1%システム支援事業に係る事業費の確定などによるものであります。

64ページの10目地籍調査費12節委託料の589万6773円は、地籍調査事業測量等業務委託料の確定などによるものであります。

65ページから68ページの2項徴税費は、市税の賦課及び徴収事務に要した経費であり、予算現額7億4821万3566円に対しまして、支出済額は7億1910万8990円、翌年度繰越額は700円で、2910万3876円の不用額となっております。翌年度繰越額の継続費通次繰越は、固定資産評価事業に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

66ページの1目課税費12節委託料の532万8912円は、鑑定評価に関する業務委託料に係る契約差額などによるものであります。

68ページから69ページの3項戸籍住民基本台帳費は、予算現額4億1986万1000円に対しまして、支出済額は4億1505万7468円で、480万3532円の不用額となっております。

69ページから73ページの4項選挙費は、予算現額2億3096万4000円に対しまして、支出済額は2億880万3434円で、2216万566円の不用額となっております。

73ページから74ページの5項統計調査費は、予算現額1390万3000円に対しまして、支出済額は1313万8676円で、76万4324円の不用額となっております。

74ページから75ページの6項監査委員費は、予算現額6679万4000円に対しまして、支出済額は6588万9396円で、90万4604円の不用額となっております。

以上であります。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 本款につきましては、14名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは二つです。

まず最初に、2款1項8目の61ページ、泉野多目的コミュニティ施設指定管理料についてです。

まず最初に、指定管理料について、利用料金制を取っていると伺っているのですが、その利用料金制について説明をお願いします。

あとは、誰が指定管理者なのか、さらに冷房設備の各部屋の配置状況について答弁をお願いします。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） まず利用料金制についてでございますが、利用料金制は指定管理者が施設の利用者から徴収した料金を指定管理者の収入とする制度であり、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体の会計事務の効率化が図られるものでございます。なお、泉野多目的コミュニティ施設につきましては、指定管理料も支払う一部利用料金制を採用しております。

次に、指定管理者は誰かという御質疑でございますが、指定管理者は泉野町会でございます。当施設の開設当初から指定管理を行っております。

続きまして、冷房設備の設置状況についてでございますが、12畳の和室に1台、15畳の和室に1台、事務室に1台、なかよし会で使用している子供活動室に2台設置しております。なお、調理室及び多目的室には設置しておりません。

◎17番（千葉 浩規委員） それで、和室と多目的室の利用状況について答弁をお願いします。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） 使用状況についてでございますが、令和4年度1年間の利用者数となりますが、12畳と15畳の和室を合わせまして5,403人、多目的室につきましても2部屋ございまして、その合計となりますが、8,812の方が利用しております。

◎17番（千葉 浩規委員） 結局、利用者数が多い多目的室に冷房設備が設置されていないということになります。これでは、利用料金制を取っている当施設の管理者である町会にとっては、大変痛手ではないかと思うわけです。市が必要と考えて利用料金制を採用しているわけですから、最大限施設を利用していただけるように、多目的室にも冷房設備を設置すべきと考えるのですが、これまで設置についての検討はどうだったでしょうか、答弁をお願いします。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） 冷房設備の設置について検討してきたかということでございますが、当施設は営利活動を含めた多目的な活動が行える施設となっており、冷房設備の設置が施設の利用率向上につながる可能性が高いこと、また熱中症対策の観点からも設置が必要であると考え、これまでも設置を検討してきたところであります。

◎17番（千葉 浩規委員） ぜひ、この今回の夏も私たちもよく使いましたけれども、多目的室でなくて和室を使ってくださいと言われる機会が何度かありましたので、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、2款3項1目の68ページ、需用費の埋葬許可証についてです。埋葬許可証の発行の実務について答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） 埋葬許可証の実務についてということでございます。当市が発行する火葬許可証は、斎場の使用許可証も兼ねてございまして、申請書と許可証の様式が重なっている複写式のA5版の用紙となっております。この火葬許可申請書は、平日は市民課で、土日・祝日は日直が受付しております。申請書の受領後、担当者が本籍や住所等の記載事項を死亡届等の内容と確認して、修正箇所があった場合には加筆、修正の上、複写の2枚目の火葬許可証を交付するという

流れになってございます。

◎17番（千葉 浩規委員） この前、市政懇談会が開かれまして、町会の役員の方から、町会にある墓地の関係でよく埋葬許可証を町会の方が持ってくるのだけれども、この用紙には訂正印がいっぱい押しであると。中には、字が見えないほど押しであるということだったのですけれども、こういった声があるのですが、なぜそのようなことになるのか答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） 修正箇所が多い理由ということでございますが、火葬許可申請書は、死亡届や死亡診断書、それからうちのほうであります戸籍・住基のシステムと同じ項目は同じ内容でなければならないとなっておりまして、記載事項の間違いいただけではなくて、漢字の新旧字体の違いですとか、あと読み取りの間違いが懸念されるような文字とかにつきましても修正しておりますので、記載内容によりましては修正がどうしても多くなるということになるものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） その場で改善を求めるような声が本当に多く出されたわけですが、改善は可能なのでしょうか、答弁をお願いします。

◎市民課長（尾坂 毅） パソコン等で処理すれば、間違いがない用紙、許可証を出せるということになるのだと思うのですが、申請書を利用してパソコンで直打ちする方法ですとか、それから火葬許可証を発行する業務システムというのでもございまして、それを導入するというような方法が考えられるのですが、申請書の受付から許可証を発行するまでの時間ですとか、それから土日・祝日の日直での対応方法、それから業務システムを導入した場合の費用対効果等を考慮いたしますと、現時点では現在の手書き修正のほうが最も短時間で許可証の発行が可能であるということございまして、当面は現在の方法で発行し

たいと考えてございます。

市外、他市の状況を確認しましたところ、業務システムを導入している市が結構多い、比較的あるということが分かりました。現在、戸籍業務の標準化というものが進められてございまして、その中で火葬許可業務も標準化の対象事務とすることが検討されているということですので、システムの導入につきましては、標準化と同時に導入するのが費用対効果が高いものと考えてございます。あわせて、許可証の短時間での発行が可能な業務の流れについてこれから検討してまいりたいと考えてございます。

◎4番(三浦 行委員) 私からは、5項目質疑します。

まず、2款1項1目、RPA導入支援業務についてです。この三つの業務の概要と、どのような効果があったのかお伺いします。

◎情報システム課長補佐(木村 幸生) RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略称で、人間が繰り返し行うパソコン操作などを専用のソフトウェアが記録し、自動的に実行する技術となります。業務内容といたしましては、全庁においてRPA導入を希望する事務について調査を行い、その担当課にヒアリングをした上で、現在の処理時間に対する削減効果など、事務の効率化等の評価をして対象業務を選定しております。令和4年度には、3業務について導入をしたものとなります。

効果につきましては、市民課のおくやみコーナー申請書印刷業務で138時間の削減、介護福祉課の要介護認定の一次判定入力業務で80時間の削減、こども家庭課の放課後児童クラブ申請名簿作成業務で81時間の削減と、3業務で299時間の削減効果につながっております。

◎4番(三浦 行委員) ありがとうございます。事務作業をRPAで自動化することで、職員

の業務時間を大幅に短縮できるとのことで期待できますが、市民相談が増えている中、職員の働きは非常に重要ですので、職員削減ではなく、ほかの業務などのほうを充実させるように要望します。

続きまして、2款1項1目のAI音声認識議事録作成支援システム運用支援業務について、業務内容と効果についてお伺いします。

◎情報システム課長(羽場 隆文) AI音声認識議事録作成支援システムの業務内容と効果ということですが、業務内容につきましては、AI——人工知能を用いた音声データから自動で文字起こしをするシステムであります。それを活用しているものです。令和4年度は、弘前市議会定例会の一般質問などで20回、それから市政推進会議で11回、それから各種審議会で9回の計40回で利用しております。

効果ということですが、議事録作成の作成時間の削減につながっております。

◎4番(三浦 行委員) ありがとうございます。

続きまして、2款1項1目の弘前地区電算共同化クラウドサービス事業利用料の内容と効果についてお伺いします。

◎情報システム課長(羽場 隆文) 弘前地区電算共同化クラウドサービス事業についての内容と効果ということですが、内容といたしましては、基幹系システムと言われる住民記録システム、それから税、福祉などの30業務を7市町村で共同利用しております。利用期間は、当市は令和4年4月から令和9年3月までの5年間利用することになっております。

効果ということですが、共同利用による経費の削減、それからデータセンターを利用してありますので、それによりまして災害対策の強化、それからセキュリティーの向上が図られてお

ります。

◎4番(三浦 行委員) 7市町村で共同利用と
いうことですが、ほかの6市町村はどちらです
か。

◎情報システム課長(羽場 隆文) 共同利用の
7市町村のうちのほかの6市町村はどこかとい
うことですが、弘前市近隣になります。平川
市、それから藤崎町、板柳町、それから大鰐町、
田舎館村、西目屋村の6市町村となっております。

◎4番(三浦 行委員) ありがとうございます。

続きまして、2款1項4目、健康とまちなにぎ
わい創出支援業務委託料について、事業概要と業
務委託の中身をお伺いします。

◎企画課参事(櫻庭 智之) 健康とまちなにぎ
わい創出事業につきましては、働き盛り世代を中
心に、市民の健康意識の向上と、あと行動変容を
促すということと、中心市街地で取組を展開しま
して、まちなにぎわい創出を図ることを目的に、
昨年10月から実施してございます。事業概要に
つきましては、昨年度の主な実績で申し上げます
と、本年1月、駅前のアートホテル弘前シティに
おきまして、健康、スポーツをテーマといたしま
したイベントを実施したほか、3月12日と26日
には、土手町におきまして子供向けのニュースポ
ーツ体験と併せて、その保護者をターゲットにした
QOL健診を実施しまして、子供から高齢の方ま
で多くの市民の方に足を運んでいただいております。
また、野菜の推定摂取量を測定するベジ
チェックにつきまして、中三弘前店をはじめ中心
市街地の店舗、あとは公共施設5か所に設置する
などしまして、市民の健康意識の向上と、あとま
ちなにぎわい創出を図ったものでございます。

◎4番(三浦 行委員) 目標から見て、どう評
価していますか。お伺いします。

◎企画課参事(櫻庭 智之) 本事業につきまし
ては、財源の一部といたしまして、従来の地方創
生推進交付金でありますデジタル田園都市国家構
想交付金の地方推進タイプを充当しておりますた
め、3年間の実施計画に沿って、事業を段階的に
進めてございます。例えばイベントにおきまして
は、今年度は回数を増やしたり、あとは内容を充
実させるなどして、拡充して実施してございま
して、最終的には本事業の総体として、市民の健康
寿命の延伸と、あとまちなにぎわい創出を目指
すものでございます。そういった中で、昨年度の評
価といたしましては、約半年間の委託期間におき
まして、中心市街地におけるイベントの実施です
とか、ベジチェックの設置などによりまして、市
民の健康寿命の延伸と、あとまちなにぎわい創出
へとつながる機会を設けることができたというふ
うに思っております。

また、本事業では、事業を構成する様々な取組
の継続的な実施や、あとその運営体制などを見据
えまして人づくりにも注力しており、昨年度は
様々な団体、企業の皆様に今後の連携に関するヒ
アリングを実施してございます。こういったよう
に、市民の健康増進、まちなにぎわい創出と併
せて人づくりにも取り組んだことで、初年度とし
て目的の達成に向けた基盤づくりができたもの
と思っております。

◎4番(三浦 行委員) ありがとうございます。

続きまして、2款1項4目、食で応援！学生支
援事業について、委託先の業者のことと、どのよ
うに食料を選んで仕入れているのかをお伺いま
します。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 委託先ですけれど
も、公益社団法人弘前市物産協会となります。学
生に提供した商品ですが、今回、昨年度は
新型コロナウイルス感染症と原油価格と物価の高

騰等、複合的な要因によって経済的に影響を受けている学生を支援するために行ったことから、主食となるお米ですとかレトルトのりんごカレー、清水森ナンバの炊き込み御飯のもと、嶽きみの混ぜ御飯のもと、県産小麦を使った鍋焼きうどん、煮干しラーメン、りんごスティックの7点をオリジナルのエコバッグに入れて、学生の食生活の支えとなる魅力ある産品を選定したものでございます。

◎4番(三浦 行委員) ありがとうございます。支援する対象者は、どのように決めていますか。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 弘前大学を除く市内の大学、それから専門学校に事前に聞き取りを行いまして、授業料の免除、減額の適用を受けている学生、そして一人暮らしをしている学生を対象者としております。

なお、弘前大学については、当市を含め包括連携協定を締結している自治体と連携した支援、地元産品で地域と弘大生をつなぐプロジェクトの中で配付が行われたものです。

◎4番(三浦 行委員) 効果はどうでしたか。

◎企画課長(白戸 麻紀子) 受け取った学生に対しましてアンケート調査をしました。「食費を節約できてとても助かった」「お米がうれしかった」「弘前の食を知れるいい機会となった」など、多くの喜びの声があったほか、「卒業後は地元のために頑張ろうという気持ちが強くなった」「社会人になったらふるさと納税をしたい」といった声もありました。

また、自治体に望む支援ということでは、食支援の回答が最も多かったことから、本事業は学生のニーズに合致して、弘前で学ぶ学生の生活を支えるものとして有効だったと捉えてございます。

◎4番(三浦 行委員) 新型コロナも続いていますので、食料支援は大切です。もっと規模を拡

大して取り組むことを要望します。

◎副委員長(外崎 勝康委員) 次に、弘前さくら未来。

◎2番(工藤 裕介委員) 私からは、1項目質疑させていただきます。

2款1項4目の弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業の概要を教えていただきたいと思いません、お願いします。

◎企画課長補佐(飯塚 忠明) 当該事業は、弘前圏域8市町村が連携して、ひろさき広域出愛サポートセンターの運営とひろさき広域婚活支援事業実行委員会事業の二つの取組を実施しております。ひろさき広域出愛サポートセンターでは、結婚を望む独身者に対しまして、交際、結婚のきっかけとなる出会いの場を提供することを目的に、会員登録制の1対1のお見合い支援を実施しております。ひろさき広域婚活支援事業実行委員会のほうでは、多様な出会いの場の創出を目的としまして、会員登録がなくても参加でき、一度に多くの方と出会うことが可能な婚活イベントや個々の魅力アップを目的とした魅力アップセミナーを開催したものです。

◎2番(工藤 裕介委員) ありがとうございます。

今、1対1のお見合い支援ということと、あと婚活イベントを実施しているということで、こちらちょっと具体的にどういった内容でやられているのか教えてください。

◎企画課長補佐(飯塚 忠明) まず、お見合いの流れにつきましてですが、お見合いの支援の流れにつきましては、まず結婚を希望する独身者が自身のプロフィールをサポートセンターに登録します。次に、登録した会員が異性のプロフィールを見て、会ってみたい方を見つけていただきます。または出愛サポーター、こちらは仲介役で入っているサポーターが自ら引き合わせたい会員

や非会員をプロフィールから見つけると、この2点でお見合いを実施します。お見合いが双方合意した場合に、出愛サポーター同席の上お見合いを実施します。お見合い終了後は、双方がまた会いたいとなった場合には、サポーターのほうに連絡を入れまして、ともにまた会いたいとなった場合のみ、サポーターがお互いの連絡先をお知らせし、直接連絡を取り合っていていただいて、まずはお友達から交際を始めていただくという流れになります。

次に、婚活イベントの内容につきましてですが、ひろさき広域出愛サポートセンターの協賛団体として登録いただいている企業などからの提案を受けまして、食事をしながらの交流やまち歩き、スポーツ観戦などを盛り込んだ多様な婚活イベントを開催しておりまして、令和4年度は3回開催し、男女合わせて40名が参加しております。

◎2番(工藤 裕介委員) ありがとうございます。これ、ちなみに成婚数、今までに成婚された方の数は何名か教えていただけますでしょうか。

◎企画課長補佐(飯塚 忠明) これまでのトータルの成婚数ですと、令和4年度末で32組となっております。

◎2番(工藤 裕介委員) ありがとうございます。

そうすると、さっき魅力アップセミナーということも1回目の答弁で答弁いただいたのですけれども、ちょっとセミナーの講師の選定方法、それから講師に対しての謝礼とかというのがどういふふうになっているのか教えていただきたいです。

◎企画課長補佐(飯塚 忠明) 魅力アップセミナーの講師の選定方法ということですが、こちらのセミナーは成婚につながる出会いの創出のために個々の魅力アップを目的に開催しております。昨年度取り上げたテーマにつきましては、会員やサポーター、過去のセミナー参加者へ

のアンケート結果などを参考にしながら、身だしなみやコミュニケーションスキルなど、御自身の魅力向上に資するテーマを選定しているものでして、このテーマを専門的にお話ができる方に講師をお願いしております。

謝礼につきましては、令和4年度の謝礼は、市で設定しております講師等謝礼の単価を参考にしまして、男性対象セミナーの報酬には6,000円掛ける4時間の2万4000円、女性対象セミナーの報酬には7,000円掛ける4時間の2万8000円の謝礼をお支払いしております。

◎2番(工藤 裕介委員) ありがとうございます。

ちょっと私は、ほかの自治体の内容を、こういった同じ事業の内容もいろいろちょっと調べてみたのですが、隣の秋田はかなり広域で、弘前も8市町村ということで広域でやっているとは思いますが、さっき32組の成婚数、これ私もちょっと調べて、平成26年から今までということですね。ちょっとその秋田のほうの成婚数、これは全県になりますので、秋田のほうは一般社団法人あきた結婚支援センターというのを医師会から商工会からいろいろな団体が共同でつくってまして、ここの成婚率が、ちょっと何年からの計算なのかちょっと不明なのですが、1,889件の成婚ということで、この8市町村で32の成婚数に対して、ちょっと本当に期間は分からないのですけれども、秋田県全体で1,889となると、かなりの比率でこっちの秋田のほうに成功しているのかなと思うところがありますので、やはりちょっとどうしても行政主導は、この辺の観点は行政主導になってしまうと、何かしら難しいところもあるかと思っておりますので、ちょっと秋田の例を参考にできるところは参考にさせていただいて、もっと少子化となると、やはり一番は出会いが大事だと思いますので、そのあたり今後、もっとよりよい数字に

なっていくように要望させていただきまして、私のほうから終わらせていただきます。ありがとうございます。

◎8番(樋川 篤子委員) 私からは、2款1項3目、決算書53ページ、ヒロロスクエア維持管理事業についてお伺いいたします。

弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金が6077万9855円となっておりますが、この内訳についてお聞かせください。

◎管財課長(工藤 浩) 弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金の御質疑でございますが、この負担金は、大きく二つの負担金で構成されております。

一つ目は、再開発ビルの維持管理に係る経費で、警備、清掃、保守点検、光熱水費等のうち市が負担すべき共用部分と占有部分の経費について再開発ビル管理組合に対して支払うもので、その金額は6022万928円であります。

二つ目は、再開発ビルにおける廃棄物、物品、駐車場等の管理運営費用について、株式会社マイタウンひろさきと協定を締結し、市が負担すべき経費を負担金として支払うもので、その金額は55万8927円であり、二つの負担金の合計額が決算書の6077万9855円となっております。

◎8番(樋川 篤子委員) ありがとうございます。これ去年、令和3年度の維持管理負担金が4569万円くらいで、令和3年度と令和4年度を比較すると、大体1500万円ぐらい増えているのですが、何で増えたのかというのを教えてください。

◎管財課長(工藤 浩) 負担金のほうですが、前年度と比較いたしまして1500万円ほど増額となっておりますけれども、主な増額の理由といたしましては、光熱水費が約1400万円の増となったものでございまして、中でも昨今の原油価格の高騰により電気料が約1340万円の増額となったこと

によるものです。

◎8番(樋川 篤子委員) 燃料高騰、電気代の高騰は聞いているのですけれども、結構、この1400万円とか、電気代1340万円増というのはかなり増えていると思うのですけれども、利用時間も増えたのでしょうか。それともただ単純に燃料高騰によってこれだけ。これは問題ないとお考えなのか、何か原因があつてなのか、ちょっと詳しく教えてください。

◎管財課長(工藤 浩) 電気料が1340万円増額となった理由でございますけれども、これは使用している時間が極端に増えたということではございませんで、基本的には電気料が上がったことによるものです。それで、再開発ビル管理組合のほうといたしましても、できるだけ電気料を抑えるために、より電気料の安い電力会社を検討しながら節減に努めているところではございますけれども、なかなか節減が難しかったという状況でございます。

◎8番(樋川 篤子委員) ヒロロは皆さん利用する場ですので、そんなに電気を暗くしてとかは難しいと思います。電気料が増えるのも仕方がないことだと思う中で、電力会社の選定ですとかされているということで、引き続き努力をお願いします。

◎10番(成田 大介委員) 私からは2款1項1目、46ページ、職員研修について質疑いたします。

これ、コロナ禍での予算計上から少し総額が上回っていると思うのですけれども、まずその辺の理由と、あと県外での実施状況、その辺が分かればお聞かせ願います。

◎人事課長(福士 太郎) 研修のほう、私のほうからお答えさせていただきます。

県外研修の実施状況ということで、派遣人数と成果、こちらのほうは委員お話しのとおり、令和

2年度、3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県外の研修実施機関への派遣については当市は見合わせておりました。令和4年3月末に県境を越える移動の制限が全国的に緩和されたことを受けまして、令和4年6月以降、県外研修への職員派遣を再開しております。

そういったこともありまして、それまでの予算措置よりは見込みを多めにと行うておりました。実施の状況ですけれども、県外の研修機関、市町村職員中央研究所、いわゆる市町村アカデミーのほうに11科目12名、あとは建設関係の建設職の職員向けの建設研修センターのほうに5科目5人ということで派遣を行っております。

それぞれ専門の知識・能力向上のためということではありますけれども、同じく各自治体から派遣されている職員と意見交換やグループワーク、あとはネットワーク、プライベートも含めて非常に親しくなるというような効果もあります。また、戻ったあとも職場において、復命書等を通して、職員が学んだことをフィードバックとか、共有することができるということで、こういった効果が様々ありますので、令和5年度、さらに今、受講数を増やしまして実施しておりますけれども、引き続き実施してまいりたいと考えております。

◎10番（成田 大介委員） ようやく外にも出られるようになったということで、たしか前回の決算でしたか、でもこの質疑をさせていただいたのですけれども、次、室内での研修とか講習とか、そういうのも当然復活していつていると思うのですが、この辺の外部講師はどういう方たちが来ているのか。また、コロナも明けてきたというようなところで、何か新しい研修みたいなもの、取組というのは何かしているのかお聞かせください。

◎人事課長（福士 太郎） まず一つ目、内部研修の講師のほうは、どのような方に依頼しているのかということでございます。内部研修につきましては、同じくコロナも収まったということで、外部のほうから講師ということでお招きしている依頼先としましては、やはり専門的な、そして最新の知見のある大手といいますか、広く全国の自治体、民間企業等を対象に契約しております委託先としまして、株式会社インソースというところの東北支社、あとは一般社団法人日本経営協会、あとは学校法人産業能率大学ということで、主にそういったところに、こちらは随意契約ですけれども、委託として契約して研修のほうを行っております。

もう一つ、新しい取組ということのお話でした。こちらのほうは、令和4年度におきまして、外部講師を招いてということで新しいメニューはないのですけれども、ワーキングマザー研修とビッグボス養成研修、こちらのほうをそれぞれ半日としておりましたけれども、受講者からもうちょっと長く勉強したいなというような声もあったことから、4年度においては、それぞれ各6時間ということで拡充して行っております。あと、そのほか、外部委託、外部講師ということではありませんけれども、職員の資質向上のために令和4年度、昨年度から令和6年度ということで、行政実務研修という形で、内部のそれぞれの専門の担当課を講師としまして、例えば契約事務であったり、地方財政制度、あとは事務処理ミス状況、あとは議会の仕組みとか、そういったものについてより基礎的なところを学び直そうということで、集中的に令和4年度から新しい取組として実施しておりました。

◎10番（成田 大介委員） そして、最後に、今、そういう新しい取組、あるいはもう1回見直しというような形で研修に取り組んでいつている

ということなのですけれども、これについて課長級とかではなくて、例えば一般の職員の若い皆さんとかに、何かアンケートとかそういうのを取ったりしているものですか。

◎人事課長（福士 太郎） 各研修それぞれ、課長級、例えば係長級、新人職員にかかわらず、一応外部のものはもちろん復命書という形で上がっているのですけれども、それ以外の内部のものについても一応フィードバックということで、それぞれ感想であったり、意見であったりとかというのは聴取して、その後の研修のほうに生かすようにという形は取らせていただいております。

◎10番（成田 大介委員） すみません、最後に、やはりコロナ禍を経て若手のやる気がある職員の皆さんも、やはり研修等にも出ていきたいのだけれども、なかなかやはりコロナ禍ということを出ていけないというような声も当時聞こえてきたような気がしますので、そしてまた我々世代と若手の職員の皆さんで、やはり感性的なものも違う、やる気ある方はばんばん出ていくというような環境をつくっていただきたいのと、もちろん市民サービスの向上に向けて今後も取り組んでいただきたいとお願い申し上げて、終わります。

◎5番（赤平 泰衛委員） 私からは、二つの件について質疑をさせていただきます。

決算書の54ページ、2款1項4目、健康とまちなにぎわい創出支援事業に関する業務委託料について質疑させていただきます。

先ほど三浦行委員のほうからもありましたので若干重複するかもしれませんが、今、この中で大きく分けて四つの事業をやっているかと思えますし、細かく分けると八つということになりますけれども、それぞれやはり市民の健康増進と、そしてまたにぎわい創出といったまちづくりに対して、それぞれのところでの効果なり、そういったところがあれば教えていただきたいと思

ますし、令和4年度の試みとして、引き続いて継続してやっていくということであれば、今後の課題等についてもお聞かせ願えればというふうに思っています。

◎企画課参事（櫻庭 智之） 成果と課題ということについてでございます。まず、昨年度の主な成果といたしましては、市内のスポーツジムなどと連携しまして、中心市街地でイベントを実施したほか、あとは野菜の推定摂取量を測定するベジチェックを中心市街地の店舗に設置したことなどによりまして、市民の健康意識の向上、行動変容とともにまちなにぎわい創出を図ったものでございます。特にイベントにおきましては、子供が楽しめるニュースポーツ体験を組み込んだことで、その保護者の方にQOL健診を受診していただけるなど、本事業でメインターゲットとしている働き盛り世代にアプローチできたものと考えております。

また、本事業では、継続的な実施なども見据え、人づくりにも注力しておりまして、様々な団体、企業の皆様を対象に、連携の可能性に関するヒアリングを実施し、一緒に取り組んでいくといったような関係性を構築したところでございます。

続いて課題についてでございますが、本事業におきましては、QOL健診を普及・展開していくこととしておりまして、イベントや、あと食生活改善モデル事業の参加者などに受診していただいております。しかしながらQOL健診の実施に当たりましては、青森県医師会に属する健やか力推進センターが運営を担い、スタッフの人手不足ですとか、あと医療職の日程調整に苦慮しているほか、相応の費用を要するというような状況でございます。そのため、企業や地域などQOL健診を広く普及・展開していくといったことに当たって、現状の仕組みでは運営面、費用面などが課題

であると認識しております。

◎5番（赤平 泰衛委員） ありがとうございます。健康づくりとまちづくりを合体した事業というようなことでの展開、今後ますます期待される分野だと思っておりますので、ぜひそれぞれ検証した結果と、それから先ほど答弁でもあったように、ネックとなっている課題があれば、そこをどのように解消して進めていくのかといったところも適時お願いをしたいなと思います。

そこで、その中で中心市街地拠点での健康参加モデル事業としてウオーキングコースの検討ということで、中心市街地店舗などに健康機器を配置して中心市街地をウオーキングするモデルケースを検討するということになっておりますけれども、令和4年度の段階で、あるいは現段階でその検討状況はどうなっているのかお聞かせ願えればと思います。

◎企画課参事（櫻庭 智之） ウオーキングコースの検討状況についてでございます。本事業におけるウオーキングコースにつきましては、中心市街地に設置しましたベジチェックと連動させまして、市民の健康増進とともに、日常的な来街機会を創出するためにコースを検討したものでございます。その結果、中心市街地におきましては、一つ目として弘前駅中央口、ヒロロ、イトーヨーカドーを周回する弘前駅前地区のコース、二つ目として上土手町と下土手町を往復する土手町商店街のコース、三つ目として弘前公園の追手門から園内を周回する弘前公園のコースを設定してございます。そのほか、中心市街地を外れる番外編といたしまして、弘前駅城東口から始まりまして、弘前市運動公園内を周回するコースも設けてございます。なお、市のほうでは、本年7月、それらのコースを地図に記したウオーキングマップを作成しておりまして、コースと併せまして、距離や歩数、消費カロリーのほか、健康都市弘前の実現に

向けて、みんなで始める三つの項目といったことで、現在取り組んでおります「あと10分今より多く体を動かそう」といったことなどのイラストも併せて載せまして、市のホームページに掲載しているところでございます。

また、マップのリリースに当たりまして、実際にそのウオーキングコースを歩いていただくなどの健康イベントも実施しておりますが、引き続き中心市街地のイベントなどで広く周知してまいりたいと思っております。

◎5番（赤平 泰衛委員） ありがとうございます。

今、本当に私の町会あたりでも、早起きをしてウオーキングをする、そのような会が週1回とか週2回やられておりますし、かなり参加者も増えているようでありますので、ぜひともこのウオーキングということと健康、そしてまた中心市街地の活性化に向けた店舗でのベジチェックをやっているということでありましたので、ぜひとも今後も継続してやっていただきたいということと、それから7月にこのウオーキングマップを作成していますと。これについても引き続き周知のほうを、広く市民のほうに伝えていただくよう、要望したいと思います。

続きまして、同じく2款1項4目の、決算書54ページになります。食で応援！学生支援事業について、先ほども答弁がありました。令和3年度の決算額を見ると、264万円に対して令和4年度が442万円ということになってございました。そこで、先ほど対象となる学生の要件についてはお伺いしましたので、今、現段階で対象となっている大学名と専門学校名をお知らせいただければと思います。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 配布の対象とした学校です。当初想定していましたのは、市内の大学である弘前大学、弘前学院大学、柴田学園大

学、弘前医療福祉大学、放送大学青森学習センターの5校と、市内の専門学校——S. K. K情報ビジネス専門学校、弘前市医師会看護専門学校、弘前総合医療センター附属看護学校、弘前厚生学院、青森県ヘアアーティスト専門学校、サンモードスクールオブデザインの6校、合計11校でございました。配布対象者を把握するために各校に聞き取りしたところ、放送大学青森学習センターでは、経済的に困窮している学生の把握が難しいとの回答がありました。また、サンモードスクールオブデザインのほうでは該当者がいなかったことから、結果的に配布としては、大学4校と専門学校5校の計9校となっております。

◎5番（赤平 泰衛委員） ありがとうございます。

そこで、先ほど商品名のところが出されてまいりましたけれども、主食の米、あるいはレトルトカレーなど7品目、これは地元産品ということで提供しているということでございました。

そこで、1人当たり直すと、学生1人当たりの金額というのは、幾らぐらいのものになるのでしょうか。

◎企画課長（白戸 麻紀子） 今の7品目ということでいきますと、2,499円となります。これをオリジナルのエコバッグ495円、そちらのほうに詰めて配布したということで、総体的な1人当たりの合計金額としては、2,994円となります。

◎5番（赤平 泰衛委員） ありがとうございます。

本当に今、学生の皆さん、今の物価高、本当に燃料代やら電気代やらということで値上げもし、さらには食料品や日用品全てが値上がりをして、なかなかこの収束といいますか、物価高の抑制のめどが立っていない状況の中で、やはりもうちょっと学生に対して元気を出してもらって、弘前市に対してもっと求心力を寄せていただくと

うことも含めて、ぜひもう少し商品の充実をお願いをして、質疑とさせていただきます。よろしくお願ひします。

◎7番（竹内 博之委員） 私からは、2款1項4目の決算書55ページの健康づくりのまちなか拠点整備事業について。先ほどの補正予算のところ木村委員からも今後の見通しとか、ちょっと具体なところも触れたので、私からは1点だけ。これ、当初予算案を見ると、今回の決算額との差額は1500万円ぐらいあったと思うので、ちょっとその差額の理由の部分をお伺ひします。

◎健康づくりのまちなか拠点整備推進室長（青山 洋蔵） 今回の令和4年度の委託料の予算額と決算額の差額について御説明いたします。

委託料につきましては、2本の業務がございます。一つ目は、旧弘前市立病院改修工事設計業務に係るものと、旧第一大成小学校跡地測量業務に係るものの2本でございます。旧弘前市立病院改修工事設計業務委託料につきましては、当初予算額が5494万5000円に対して決算額が3762万円と、不用額が1732万5000円となっております。この理由としましては、この設計業務の予算の積算に当たりましては、国土交通省が作成しております積算基準ですとか、県の設計単価などにより算定しております。そのほか、人件費の上昇率なども見込んで積算したものでありますが、実際にその契約の際には、人件費の上昇率について、設計業務に係る令和4年度の技術者の単価が測量業務やほかの地質調査業務などの職種に比べて伸び率が低く、予算での見込みよりも下回ったこと、そのほか市立病院の基本設計の契約の相手方である前川建築設計事務所ですが、こちらのほうが建築当初の設計の内容であったり、構造設計を含む細部を熟知していることから、一般的な事業者よりも効率的に作業を実施できたことなどが、契約額が低く抑えられた理由だと考えております。

もう一つの旧第一大成小学校跡地測量業務につきましては、予算額が814万円に対しまして、決算額が910万8000円と、こちらのほうにつきましては、逆に不足額が96万8000円となっております。こちらのほうは、同じ設計業務のほうから流用で対応しているものでございますが、こちらのほうが増額になった理由としましては、業務のほうを進める中で、より精度の高い測量を実施する必要が生じまして、旧第一大成小学校の敷地の境界からの測量をする対象面積を増やしたこと、また基準点を増やしたこと、また逆にこちらのほうにつきましては、労務単価が見込みよりも上回っていたことなどが増額の理由となっております。

◎7番（竹内 博之委員） ありがとうございます。これは終わります。

次に63ページ、市民参加型まちづくり1%システム支援補助金について伺っていきます。こちらでも当初予算と比べると結構な不用額が出ているなという印象があります。なので、まずこちらも予算に対する執行率とか、あと近年の執行率の推移みたいなのも伺えればと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 市民参加型まちづくり1%システム支援補助金の執行率ということでございます。令和4年度は、当初予算額2800万円に対し、決算額は1310万8000円で、執行率46.8%となっております。

近年の執行率の推移というところでございますが、コロナ禍前の令和元年度については71.1%となっておりますが、令和2年度と令和3年度はコロナ禍において、事業の中止や廃止、規模を縮小して実施した団体が多く、執行率についても令和2年度は35.5%、令和3年度は34.1%と低い割合になってございます。

◎7番（竹内 博之委員） この事業は補助金の上限額も決まっていて、50万円の中でいろいろな、市民と協働でまちづくりを推進するための、

たしかスタートアップみたいなものも含めて取り組んでいらっしゃると思うのです。また、たしかほかの自治体から当市に訪れる、視察とかでも何年前、この1%システムは結構いろいろな自治体から注目を浴びているという話を聞いたことあるのですけれども、今、この上限額50万円というのが、この議会の中でもいろいろな形で、物価高だとか人件費が上がっているとかと言われている中で、この執行率も50%もいかないということで、私としてはその上限額を見直してもいいのかなと個人的には思っているのですけれども、まずこの上限額50万円というものに対して、この採択された事業の中で、いわゆる限度額いっぱい使っている補助事業というのはどれぐらいあるのかということをお伺いいたします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 4年度におきまして、補助金の上限額50万円を交付した事業数というところでお答えさせていただきます。

4年度に採択された事業は、全部で49事業ありますが、その中で上限額50万円を交付した事業は9事業となっております。

◎7番（竹内 博之委員） もう一つ、9事業、そんなに多くはないのかなという印象なのですが、全体の事業費が50万円を超える補助事業は9件かもしれないのですけれども、この1%システムを使って最も高い事業費というのはどういった事業というか、金額はどれぐらいなのか、その点についてお願いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） まず最初に、事業費が50万円を超えている事業数ということでございますが、令和4年度の採択事業49事業のうち、50万円を超えているのは20事業ありました。その中で最も高いのは229万1256円となっております。ただ、この事業は多くの収入を、参加費とイベントの出店料で賄ってございましたので、こちらの事業に対する補助金の交付額は31万2000円と

なっております。

◎7番（竹内 博之委員） 今、今年も年度途中ですけれども、恐らく市民活動とかというのは、このコロナが明けて活発化しているのではないかなと思うのですけれども、そこで改めて私としては、当然この市民参加型まちづくり1%システムという当初の事業の目的とかという、そもそもその制度設計というのは前提としてあるのですけれども、私としてはこの上限額50万円ということに縛られなくてもいいのかなと。それは当初つけている予算は2800万円ぐらいだと思いますし、コロナ前でも執行率70%ということで、多分これ全部一般財源で、不用額に関してはほかの事業にも充当されているというところではあるとは思いますが、その市民活動を推進していくということで、その上限額50万円に縛られなくてもいいのかなと私自身は考えていますが、そのことについての見解をお伺いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 補助金額の上限額50万円を上げてはどうかというところですが、補助金の上限50万円を引き上げるということについては、1%システムは申請回数の制限は行っていないものの、将来的に各団体が1%システムから自立し、事業を自走化できることを目指してもらっており、自立に向けて審査会でのアドバイスなど様々な支援を行っております。補助金の上限額を上げるということについては、それらへの影響も考慮した上で慎重に検討すべきと考えております。

また、市では毎年度事業を終えた採択団体に対してアンケートを実施しており、1%システム制度に関する意見や要望を頂いておりますが、これまでのところ、この補助金額の上限を上げてほしいといった要望はございませんでした。一方で、まちづくり1%システム審査委員会が、制度をより活用しやすいものとするために実施している制

度見直し会議において、昨年度、委員から同じ目的を持った団体同士が一緒になって申請した場合に、インセンティブとして上限額を上げてはどうかという御提案を頂いたことから、引き続きこの審査委員会の中で議論を深めていきたいと考えております。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、創和・公明。

◎9番（竹浪 敦委員） 私からは2款1項3目交通誘導警備業務委託料についてお伺いいたします。

この中の市役所駐車場交通誘導警備業務委託料となっておりますが、駐車場の警備というのが同じ款項目の警備等業務委託料に含まれていると思うのですが、この52ページにある市役所駐車場交通誘導警備業務委託料は、いつ、どこで、どのような業務内容なのかお答え願います。

◎管財課長（工藤 浩） 市役所駐車場交通誘導警備業務委託料の御質疑でございますけれども、こちらの委託の内容でございますけれども、弘前市民会館で開催される大学の入学式や卒業式に伴いまして、市役所駐車場の混雑が予想されることから、駐車場出入口付近での歩行者の安全確保と道路の交通渋滞の緩和、そして駐車場からの車両の入出庫を円滑にするために委託したものでございます。この交通誘導警備業務委託料の12万1550円ですけれども、昨年4月の大学の入学式の際の委託料4万6750円と本年3月の大学卒業式の際の委託料7万4800円の合計額となっております。

◎9番（竹浪 敦委員） ありがとうございます。市民会館の入り口の警備ということですが、あそこは本当にカーブがあって、坂道があって、いろいろ危険箇所が満載ですけれども……（発言する者あり）

◎管財課長（工藤 浩） 警備の業務場所は、市役所の駐車場になります。市役所の駐車場の警備

なのですけれども、市民会館の催物で、市民会館に来られた方が市役所の駐車場を利用されることで、市役所の駐車場の混雑が予想されるということで、市役所駐車場の交通の誘導整備になります。

◎9番（竹浪 敦委員） すみません、勘違いしました。理解しました。

ちなみに、この委託の業者というのはどちらになりますでしょうか。

◎管財課長（工藤 浩） 先ほど御説明いたしました大学の入学式、卒業式のいずれの業務委託も、委託先は株式会社北日本警備保障でございます。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私からは、2款1項1目、46ページ、職員採用資格試験業務委託料に関連して、現業職員の採用と評価についてお伺いいたします。まず現業職員、これは先週、一般質問で赤平議員がしているので、できるだけかぶらないような形で質疑したいと思っておりますけれども、現業職員、技能技師、技能主事の採用計画の方針と、過去3年ぐらいでいいですから、人数、あるいは配属場所についてお答えください。

◎人事課長（福士 太郎） まず問合せの委託料ということで、こちらのほうは、試験の採点とかそういったもので支出しているものであります。

お尋ねの採用試験の実施状況ですけれども、現業職員、いわゆる労務職の職員のほうは、技能職、労務職ということでありましてけれども、平成9年度までは採用試験を実施しておりましたけれども、それ以降、長らく実施しておりませんでした。再開したのは、令和2年度末から採用試験のほうを開始いたしまして、近年の状況といたしましては、3年度、4年度、5年度の採用に向けてということで実施しておりまして、令和3年度が技能職2名採用、労務職1名採用、令和4年度が技能職2名、令和5年度につきましては、昨年度

実施したのですけれども、合格者が1名出ましたけれども辞退のほうになりましたので、今年度4月1日は採用なしというのがここ3年の実施状況であります。

採用に当たっての方針、考え方ということでございますが、技能労務職につきましては、地方公共団体を取り巻く厳しい行財政状況ということで、平成19年のときに国からの通知で技能労務職の給与等の総合的な点検の実施についてというような通知がありましたので、そちらのほうに基づきまして、当市においても技能労務職員等の給与等、採用方針等を見直しに向けた取組の方針を策定しております。こちらのほうは、現在も市のホームページのほうにも公表している内容となっておりますけれども、その中の取組の一つとして、原則として退職不補充ということで継続してまいりました。

一方、近年、ここ最近の全国的な話ですけれども、自然災害等が頻発、激甚化する中において、市民の安心安全を確保するためには、やはり直営による機動的で柔軟な対応が可能となる体制について、重要性を認識いたしました。豪雪時には、市民生活・経済活動に多大な影響を及ぼすことから、具体的には道路維持課の直営の職員等が官民一体となって対応するということが必要であると。あとさらには、当市は、全国的に桜の名所として有名な弘前公園というものがあまして、そちらのほうに、公園緑地課のほうに労務職員在職しておりますけれども、こういった桜の管理技術とか、そういったものの技術継承、こうしたものが今、平均年齢が年々上昇していく中で、継承が困難になる前に若手職員を確保して育成していく必要があるのかなといったことを総合的に判断しまして、令和2年度から再び採用のほうを開始したところであります。

業務内容等を勘案した上で、基本的には民間活

力の活用などの検討を引き続き進めるのですけれども、今お話をしたような道路維持課や公園緑地課をはじめとした直営体制の維持が必要な部署というものを、定年退職のそれに合わせた形で集約化といったものを考えながら、技術継承、若手職員の確保といったもので、退職不補充の取組を原則としつつも、必要に応じて引き続き技能労務職の採用試験を実施し、効果的で効率的な組織体制の維持に努めていきたいと考えております。

◎13番（蛭名 正樹委員） 基本原則は退職不補充だけでも、そういう市の独自性とか、そういう技術の継承であるとか、道路維持課の除雪の体制の強化であるとか、災害の対応であるとか、そういうようなところについては、ケース・バイ・ケースできちんと対応して、採用しながらやっていくというふうなことだと思います。そういうわけで、分かりました。

それで、現業職員の人事評価、能力評価については、基本的にどういうふうな形で、適正に行われているとは思いますが、どういう考え方で行っているのかお知らせください。

◎人事課長（福士 太郎） 現業職の人事評価の考え方についてであります。人事評価制度につきましては、平成28年4月から本格導入しております。現業職につきましても、一般行政職と同様に、今、委員からお話のあった能力評価及び業績評価を実施しております。まず能力評価、業績評価ともに、職員自身が自己評価をし、それを基に所属長が面談等を通して評価して、最終的に所属部長のほうで調整を行うというような形になっております。これは一般行政職と同じような流れであります。評価項目につきましては、能力評価というところできくと、職務についての知識、技術、あとは理解力、判断力といった、いわゆる職務の遂行能力、加えて積極性、責任感、協調性、規律性といった勤務に当たる姿勢、態度を評価の

項目としております。

もう1個、業績評価のほうでは、仕事の量、あとは仕事のスピード、正確さ、創意工夫や業務改善の姿勢といったものを評価項目としており、どちらも能力評価、業績評価もS、A、B、C、Dの5段階で評価をしております。一般行政職については、組織目標に沿った自分の担当する業務の個別の目標というものを設定して、そちらのほうを評価するというような形になっておりますけれども、現業職員につきましては、そういった評価を、違いとしては業績評価の目標設定というものが、今言ったものがなくて、あらかじめ設定された項目について評価するというのが一般行政職とは違うような形になっておりますが、以上のような形で評価のほうは進めております。

◎13番（蛭名 正樹委員） 評価も、どうしても現業職というのは、ある意味特殊な作業であるとかそういうふうなことで、一般行政職とまた違う観点で評価もしなければいけないと思うし、その単年度だけの上司の評価というふうなことでなく、過去3年であれば3年、5年であれば5年の継続したそういう評価を加味して、やはり適切に評価して給与が上がるとか、そういうふうな対応もしなければいけないと思います、私のほうでは。やはり職員がそういう、評価されて、モチベーションを持って、そして市民サービスの向上につながる、あるいは能力をしっかりと十分発揮できるような体制が必要だと思いますので、これから労使交渉でいろいろなことがあろうかと思っておりますけれども、その辺も十分加味しながら対応していただきたいと思っております。

◎21番（蒔苗 博英委員） 私からは、2款1項9目18節、63ページの住民自治振興費の中の一般コミュニティ助成事業費補助金について質疑をいたします。

まず、この制度について、もう少し詳しい内容

をお知らせいただきたいと思ひます。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） 制度の内容でござひますけれども、一般コミュニティ助成事業費補助金は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広告事業として、町会等のコミュニティ活動に必要な備品の整備等に対して助成を行つてゐるものです。助成金は、市へ交付される制度となつてゐることから、採択された町会等へ市を通じて補助金として交付してあり、助成額は1団体当たり100万円から250万円で、事業費の総額以内が対象経費となつてあります。例年8月に県を通じて助成事業の募集がありまして、応募団体の採択結果は翌年の3月に示されてあります。

訂正ですけれども、先ほど宝くじの社会貢献広告事業というふうにお伝えしましたけれども、広報事業ということで訂正させていただきます。

◎21番（蒔苗 博英委員） 宝くじの社会貢献広報事業ということでありましてけれども、非常にいい事業かなと思つてあります。そこで弘前市からどれくらい応募があつて、どれくらい採択されたのかお聞きします。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） 応募の状況でござひますけれども、全部で8町会から応募がありまして、4町会が採択となつてあります。そのうち1町会は、文化財課が窓口となつて応募したもので、こちらは10款からの支出となつてあります。

◎21番（蒔苗 博英委員） 思つたより割と少ないという感じなわけですがけれども、これ1団体が100万円から250万円の中というふうなことでありますけれども、一体この採択・不採択をどのように決めてゐるのかお分かりであればお願いします。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） 採択・不採択の決定方法でござひますけれども、採択の審

査のほうは、一般財団法人自治総合センターで行つてありますけれども、審査基準等は一切公開されておひません。これについては、県でも把握してゐないということでありました。

◎21番（蒔苗 博英委員） そうなのですか。説明書のほうを見れば、令和4年度の実績は、例えばエアコン、折り畳みテーブルなど、当たつたといひますか、整備されてゐるようでありましてけれども、この整備内容、そのほかにも恐らくたくさんこのコミュニティで使う物であればいいのかなという感じがするのですけれども、そのほかにも整備内容、こういうのもありますよというのがあればお知らせ願ひます。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） その他の整備備品ということでありましてけれども、これまでの事業実績から例として申し上げますと、除雪機、それから草刈り機、またプロジェクター、テレビ、テントなど、こういったコミュニティ活動に必要な備品が整備されてあります。

◎21番（蒔苗 博英委員） すばらしいと思ひます。恐らくこれは大分前からやられてゐることだと思つてありますけれども、最近では町会においてもなかなかコミュニティというか、集まることも少なくなつてきた、特にコロナの関係でそうだったわけですがけれども、ですから、何といひますか、これからはもっともっとコミュニティの力を發揮していかなければならない。昔のように隣の家ばかりではなくて、町会自体がもっともっと活性化しなければならぬといつたときに、この事業は非常に不足の部分のそういう物をこの宝くじの自治総合センターですか、が与えてくれるということですから、市としてもこれからどんどんこの事業について町会のほうにもっともっとこういうのもありますよというふうな形で進めていただければいいのかなと思つてあります。何か聞くところによれば10万円単位だといひ話で、例えば

109万円の物なら100万円しか出ないとか、111万円いけば110万円だとか聞いてましたけれども、その辺を含めて町会の方々にお知らせをしていただければいいのかと思います。

◎3番（志村 洋子委員） 私から2款1項2目、決算書50ページ、ホームページリニューアル業務についてお伺いいたします。

当市のホームページがリニューアルされ、より一層見やすくなり、スタイリッシュなデザインだと好評価を耳にします。そこで、リニューアルの効果をお聞かせください。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） 本市のホームページにつきましては、これまで旧トップページが情報量が多過ぎて必要な情報が見つけない状況となっていたことから、トップページに掲載する情報を取捨選択し、レイアウト等を整理するとともに検索機能の利便性向上を図る必要があると考えておりました。今回のリニューアルでは、現行のトップページの前に総合トップページを設け、市民向けの情報、市外の方へ向けた情報など、入り口の部分である程度振り分けをし、利用者が必要な情報にたどりやすくなるよう改善を行いました。特に検索機能の利便性が向上したことにより、より情報が見つかりやすくなり、多くの皆様にしっかりと情報を伝えることができるようになったものと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） リニューアルの前後でアクセス数の増減などに変化があったかお聞かせください。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） アクセス数の変化については、ホームページにおけるアクセス数の変化については、リニューアルを原因として大きな変化は実は現時点でありませんでした。令和2年度からのアクセスの状況を見たところ、新型コロナウイルスの感染症の関連情報、また災害の情報など、市民生活に大きな影響がある情報

が掲載されるとアクセス数が著しく増加するという傾向にあることが分かっております。

今後も社会生活に大きな影響がある事案が発生した場合などには、ホームページで見ていただくことが非常に重要な役割を持っていると思っておりますので、引き続き利用する方が見やすいホームページとなるように取り組んでまいります。

◎3番（志村 洋子委員） 今後も見やすいホームページ、期待しております。実際に市民から反響など声が届いていれば、内容をお聞かせください。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） 市民からの反響につきましては、具体的に何件とかというのは把握してないのですが、多く聞く例としては、やはり見やすくなったという声をいただいております。今後も市民の皆様の意見を聞きながら、必要な改修については随時行いまして、利用しやすいホームページを目指していきたいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） 最後に、ホームページのアクセス数をさらに増やすために、LINEによるプッシュ通知などを導入するとより一層効果を得られるのではないかと考えますが、市の見解をお聞かせください。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） LINEによるプッシュ機能などを活用してホームページのアクセス数を増やすことも考えたかどうかという話なのですが、このLINEを使ったという他市の事例とかもあるようなので、それについては市民にとって情報が届きやすくなることを念頭に、これから他市の状況とかも研究してまいりたいと思っております。

◎3番（志村 洋子委員） 国内で幅広い年代での利用者が非常に多いLINEの活用でより一層のアクセス数の増加を見込めると考えますので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

引き続き、2款1項4目、決算書54ページ、ひろさきUJIターン促進事業についてお伺いいたします。この自主セミナーや移住イベントへ参加される方の年代が分かればお聞かせください。

◎企画課長補佐（飯塚 忠明） 当該事業は、移住の促進のため、主に移住サポートセンター東京事務所ですべての首都圏においてセミナー、イベントの参加ということをやっている事業です。

昨年度に2回実施したセミナーにつきまして、23件の参加の内訳でございます。20代、30代、50代がそれぞれ5件、40代と60代以降がそれぞれ4件となっております。

6回実施した移住イベントのほうですが、こちら54件の相談のうち20代が6件、30代と40代がそれぞれ10件、50代が13件、60代以降が14件、1件不明となっております。

◎3番（志村 洋子委員） 実際に相談される方の相談内容をお聞かせください。

◎企画課長補佐（飯塚 忠明） 相談される方の概要ということなのですが、その内容といったことでよろしかったですか。相談の内容につきましては、様々あるのですけれども、多い内容としては、仕事、就職先だったり、移住先の住まいだとか、移住の支援制度、こういったものが多くなっております。

◎3番（志村 洋子委員） 仕事やこの支援制度に対しての相談が多いということですので、前向きに弘前への移住を考えていただけるようサポートを継続していただきたいと思えます。

また、弘前に移住して住み続けてもらうために、この魅力のPRだけでなく、働く場や仕事のあっせんも必要だと考えます。移住相談において取り組んでいることがあればお聞かせください。

◎企画課長補佐（飯塚 忠明） 委員おっしゃられましたように、仕事の相談が多くございますので、就職の相談対応というふうなものも力を入れて

ございます。こちらのほうですけれども、市の窓口で相談があった際には、移住サポートセンター東京事務所ですべてに実施しております無料職業紹介事業を紹介し、希望する職種に該当するものがあれば紹介状を発行しているほか、東京事務所内にハローワークの求人情報端末を設置しております。また、必要に応じて閲覧もいただいております。また、相談者が希望する業種・職種に具体的な希望などがある場合は、弘前商工会議所を通じて企業を紹介いただくなどの対応もしております。さらに専門的なアドバイスが必要な相談者につきましては、東京事務所と同じビルに事務所を構えております県の青森暮らしサポートセンターというのがございまして、こちらのほうに就職等に詳しい移住相談員がおりますので、そちらのほうにつなぐなど、県のほうとも連携しながら対応を行っております。

◎3番（志村 洋子委員） 商工会議所や県とも連携しているとのこと、とても心強いなと感じました。

最後に、市として移住者のターゲットや移住件数などの目標を設定していればお聞かせください。

◎企画課長補佐（飯塚 忠明） ターゲットというところがございますが、市の移住促進におきましては、ターゲットを限定しているわけではないものの、これまでの傾向を見ますと、当市の移住者というのは、もともと当市に住んでいた方、いわゆるUターン層が多く、Iターン移住者の中でもパートナーが弘前出身だとか、弘前に縁がある方の移住が多くなっております。こういった方が半数を超えていることもあり、令和4年度からは新たに弘前市内の高校や大学等に在学していたことがある方が移住する際の支援金を市独自に設定するなど、Uターン層に対する支援を強化しているところです。

また、移住セミナーを開催する際には、例えば農業や子育てなど移住相談者のニーズや社会情勢などを踏まえて幅広くテーマを設定しておりまして、そちらは移住検討者に様々な必要な情報を届けているところです。

移住件数の目標というところですが、こちらの目標につきましましては、昨年度までの市の総合計画前期基本計画におきまして、ひろさき移住サポートセンターを経由しての累計移住件数を目標に掲げておりました。目標値は、2017年の62件を基準値としまして、2022年までの累計で135件を目標と設定しております。実績につきましましては、これを上回る243件というところとなっております。

◎3番（志村 洋子委員） 目標を上回る実績件数とのことです。今後もサポートを御継続いただき、移住者をさらに増やすため、目標をより高く設定し、今後も弘前への移住者サポートを力強く御継続いただきたいと思います。

◎15番（石山 敬委員） 私からは、2款1項1目、47ページ、委託料、A I音声認識議事録作成支援システム運用支援業務委託料についてお伺いします。

先ほど三浦委員からもあったので、私からは、一般質問ほか、いろいろな会議体で計40回使われたということだったのですけれども、このA I認識の精度、認識率はどうだったのかお伺いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） A I音声認識議事録作成支援システムの認識率ということですので。会議の開始前に参加者にA Iが文字起こしをしているということ、マイクに向かって話をさせていただきたいということを説明するなど、認識率向上をいろいろ図ってはいるのですが、利用者に聞き取りした感覚的な数値になってしましますが、大体6から7割ぐらいというふうなことを伺っております。

◎15番（石山 敬委員） この六、七割というこの数字の精度を上げていくためには、今後、どのような改善が必要だと思いか質疑いたします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 今後、どのように改善していくのかということですが、昨年の令和4年7月に容易に設置・録音が可能なヤマハのマイクスピーカーシステムというものを導入しまして、利便性の向上を図っております。今年度はその利用状況を確認することによりまして、利用者のほうからは準備する時間が短縮になったとか、認識率も前よりはよくなったなどというふうな声は聞こえております。

あと、現在、8月から職員の方に協力してもらって、別の製品の検証作業も始めております。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。

続いて、2款1項3目、51ページ、通信運搬費についてお伺いします。まず、この通信運搬費の内訳についてお伺いします。

◎管財課長（工藤 浩） 通信運搬費の内訳ということでございますけれども、通信運搬費1190万330円の内訳でございますが、本庁舎及びヒロロスクエアの電話回線使用料が1142万586円、ファクス使用料が30万8253円、車両担当職員の携帯電話使用料が7万4178円、郵便料が9万7313円となっております。

◎15番（石山 敬委員） 今、答弁の中で携帯という言葉が出てきたのですが、私が知っている限りでは、たしか部長級の方々は防災用として携帯を1台ずつ持っていると思っておりますが、このほかにも業務用携帯を持っている職員は何人いらっしゃるのかお聞きします。

◎管財課長（工藤 浩） 業務用の携帯につきましましては、各課において必要な台数を契約して使用しておりますので、当課では全体数は、申し訳ございませんが把握してございませんで、管財課分といたしましては、車両担当用として6台を使用

しており、金額といたしましては、先ほど申し上げました7万4178円となっております。

◎15番(石山 敬委員) ちょっと管財課に聞くのがどうなのか自分でも分からないのですけれども、例えば外回りをしている職員は多くいらっしゃると思うのですけれども、この中で例えば外に出たときに、庁舎にかけたりとか、あとはその他相手先に急に連絡をしなければならない場合というのは、基本的には職員の皆さんはどのような連絡方法を取っているのかお伺いします。

◎管財課長(工藤 浩) 多くの職員は、個人の携帯を持っておりますので、外回りの際、業務用の携帯がない場合には、緊急で連絡を取る必要があるといったケースですと、やむを得ず個人の携帯を利用しているケースもあるかと思っておりますけれども、個人の携帯を持っていない場合には、近くの公衆電話を利用したり、あるいは最寄りの市の施設に立ち寄って連絡を取るなど適宜対応しているものと考えております。

◎15番(石山 敬委員) 確認ですけれども、決して意地悪な質疑ではないのですけれども、業務中に職員の方が個人の携帯を持つというのは、ルール上は何も問題ないということでしょうか。すみません、管財課長に聞くのもちょっと。

◎管財課長(工藤 浩) 業務中に個人の携帯を持ち歩くということにつきましては、特に禁じられていないものと認識しております。

◎15番(石山 敬委員) 私もどちらかといえ、ほかの議員の方も外に出る機会が結構多くて、いろいろな部署の職員の皆さんが緊急に電話する際に、皆さん個人の携帯で電話をしているのを見て、通話だけでも結構なお金がかかっているのかなと思って、今、質疑させていただきました。一般的に外回りの企業等では、やはり業務用携帯というのは会社で持たせていると思うので、

その辺はちょっと、職員の皆様から必要とあれば対応していただきたいと要望したいと思います。

最後に、今、携帯、通信というのに関連して、実は3月議会に鶴ヶ谷議員がこの本庁舎の中、非常にドコモの電波が悪いということで指摘をしたのですが、その後改善されたのか、ちょっと確認したいと思います。

◎管財課長(工藤 浩) 今年3月ですけれども、鶴ヶ谷議員からNTTドコモの携帯がつながりにくいとの御指摘を受けまして、その後、NTTドコモに相談し、本庁舎の電波のつながり具合につきまして、本年7月と8月に二度調査をいただき、本庁舎の1階や2階のほか、広い範囲にわたり、特にデータ通信がつながりにくい状況であることを確認してございます。本年5月には、市役所周辺の電波塔の電波の調整を行っていただいたところでございますけれども、目立った改善にはつながっていない状況でございます。しかしながら、電波増幅器(レピーター)という機器を設置することで、庁舎の一部においては改善が見られた箇所もございます。

庁舎全体のつながりやすさの改善につきましてはまだ見通しが立っていない状況でございますが、NTTドコモに相談しながら、引き続き改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎15番(石山 敬委員) ありがとうございます。うちの議会棟の4階は、たしか8月25日頃、一般質問通告書を出すときに工事をやって、4階は非常によくなったのです。ただ、ちょっと一般の市民の方から聞くと、まだ1階のほう、まだあまりよろしくないということでしたので、やはり鶴ヶ谷議員がおっしゃっていた防災の観点からも、ぜひ本庁舎に満遍なく電波が行き届くような対策をぜひ強く要望させていただきますようお願いして、質疑を終わります。

すみません、もう一つすみません。あと、2款1項9目、63ページ、町会担い手育成事業ということで、先般、事業概要とかをお聞きした際に、今後町会を担う若手の育成ということで、非常にいい事業だと認識しております。今回、小比内町会と一町田町会で実施した事業では、具体的にどのような取組が行われたのか、またその効果についてお伺いいたします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 町会担い手育成事業の令和4年度の小比内町会と一町田町会での具体的な取組内容とその効果ということでございます。

まず一つ目の小比内町会では、令和2年度と3年度のモデル町会に位置づけ支援を行ったところですが、市の支援が終了した後も継続して活動できるように、自走化に向けた体制づくりを話し合うミーティングを5月と6月に開催いたしました。その後、小比内町会では、市の支援によることなく住民主体で、町会内でねぷた運行や冬の餅つき大会を計画し、ねぷた運行は新型コロナウイルス感染拡大により残念ながら直前になって中止となってしまいましたが、餅つき大会は大変盛況であったとお聞きしております。このような活動を通じて、小比内町会では若い世代同士の親睦のみならず、町会役員と良好な関係が構築されており、若い世代が町会集会所の屋根雪の除雪を行うなど自主的な活動が継続していると伺っております。

また、令和4年度からの新規支援町会である一町田町会での取組は、住民へのアンケート調査やまち歩き調査、町会役員ヒアリングによる下地調査に加え、町会若者ミーティングや校外班の子供たちによるワークショップを行い、町会の状況把握に努めたものです。一町田町会では、現在、今年度中に新たに二つの活動の実施に向けて、町会の若い世代を中心にミーティングが重ねられてお

りまして、市は住民への活動の周知やミーティングの運営など、後方支援をしているところであります。

◎15番（石山 敬委員） この対象の2町会は、今お話を聞くと、非常にいい取組をしているなど、非常に羨ましく思った次第です。令和4年度はこの2町会が事業の支援対象となっておりますが、支援する町会はどのように選定したのかお伺いいたします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 支援町会の選定方法というところがございます。本事業は、若い世代が町会活動へ参加するきっかけづくりを目的の一つとしていることから、近年、若い世代の移住があり、新興住宅地が形成されている町会を絞り込んだ上で、町会長の意向を確認し、選定したものです。

◎15番（石山 敬委員） 私も地元の担い手と自負しておりますが、一人でもそういう、何とか町会をよくしたいという思いを持っている人が一人でもいれば、こういう夢が実現すると思いますので、何とかまた継続して頑張りたいと思います。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後 2時51分 休憩〕

〔午後 3時30分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎16番（木村 隆洋委員） 2款1項4目、決算書の53から55ページ、弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業についてお伺いいたします。

説明書にその概要が書かれておりますが、会員は男性195名、女性99名と。この会員の年齢層、弘前圏域定住自立圏の圏域8市町村になりますけれども、この居住地の内訳もお知らせください。

ちょっと確認の意味も込めて、事業開始、結構長年やっていると思いますが、その年数もお伺いします。

それと、過去5年間の、ここに令和4年のお見合い実施95回、成婚6組とありますが、過去5年間のお見合い、成婚の実績もお伺いいたします。

◎企画課長補佐（飯塚 忠明） 弘前めぐりあいサポーター出愛創出事業のまず男女の年齢の内訳ということです。年齢ですが、20代が23名、30代が115名、40代が109名、50代が47名となっております。

続いて、居住地の内訳です。居住地の内訳ですが、こちらは弘前市が181名、黒石市が18名、平川市28名、藤崎町7名、板柳町11名、大鰐町12名、田舎館村6名、西目屋村1名、その他市町村が30名となっております。これは8圏域以外の市町村でも、8圏域に居住される意思のある方が登録できますので、その他の市町村が30人となっております。

続いて、これまでの年数ということですが、平成26年から市単独の事業として事業を開始しまして、平成29年からは弘前圏域8市町村ということでこれまでやってきております。

過去5年のお見合い実績になりますが、平成30年度が103件、令和元年度が75件、令和2年度が80件、令和3年度が89件、令和4年度が95件の合計442件となっております。成婚実績のほうは、先ほども申し上げましたが、令和4年度末までで32件で、今年度さらに2件追加ということで、先ほど数値、統計が取れまして、令和5年度8月末までで34件の成婚実績というふうな状況です。

◎16番（木村 隆洋委員） ここに婚活イベント、魅力アップセミナーの開催日程が書いております。婚活イベントが令和4年は3回行っていると。魅力アップセミナーを1回行っております

が、参加している方の内訳をお伺いいたします。

◎企画課長補佐（飯塚 忠明） イベントとセミナーの内訳ということで、こちらも年齢の内訳を申し上げます。

イベントのほうは3回実施しまして、合計40名参加されておまして、年代は20代が7名、30代が20名、40代が8名、50代が5名となっております。

続いて、魅力アップセミナーのほうは、1回実施の28名参加で、年代は20代が2名、30代が10名、40代が14名、50代が2名、以上となります。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、過去5年間の数字とかを伺ったのですが、この婚活イベントの参加者数、令和4年9月23日が11名、9月25日が10名、10月22日が19名参加。会員以外も参加したのかも分からないですが、会員総数から見れば、男性195人、女性99人という中で、294名会員がいる中で、参加している方が大体10人ちょっと、1回19人のときもありましたが、11人、10人程度、本年1月に開催した魅力アップセミナーも参加者が28名、繰り返しますが、会員以外の方もいるかも分かりませんが、ざっと会員数から見ると1割弱という数字になっております。2014年度から始まった事業ということで、今、令和4年度の決算ですが、先ほど成婚数でいって、令和5年までの数字、ちょうど9年になるのですか、丸9年ぐらい、9年目で34組という中で、令和4年の決算で538万円を事業費として計上している。参加者数がちょっと、9年を迎える中でだんだん減ってきているのかなという意味では、表現がいいかどうか分からないのですが、個人的には数字を推移していく中で、ちょっとマンネリを迎えているのかなというふうにも感じております。そういった中で、このめぐりあいサポーター出愛創出事業の事業効果というのを理事者側でどのように捉えているかお伺いいたします。

◎企画課長補佐（飯塚 忠明） 費用対効果ということでございますが、まず、今申し上げました決算額のトータルの金額につきましては、お見合い支援とイベントの部分と入っておりますので、これトータルというところの費用対効果ということになってきます。イベントのほうの参加者につきましては、こちらは非会員でも参加できるイベント、イベント3回の内訳としまして、それぞれ年代別のイベントだったりというのがあったりするので、会員数もイベントによって、大体10名・10名を上限にしているイベントだというのがありますので、ここの人数というのは会員数と単純な比較というのはちょっとできないような状況になっています。

それで、事業の費用対効果、全体的な効果というところをどう捉えているかというところですけども、まずこちらは結婚を目的とした事業で、結婚を取り巻く状況としましては、かつては親戚や御近所の方からの紹介だとか、そういう出会いもありましたが、時代の流れとともに出会いの方法も変化しまして、現在は若者を中心にマッチングアプリを活用されている方も多いものと認識はしております。

一方で、このサポートセンターにおいて実施する婚活支援は、人の手が入った支援ということで、これまで男女の交際や結婚に対して消極的だった方、またオンラインのマッチングに不安を感じる方、将来も地元で住み続けたい方などにとって特に安心感があって利用しやすい仕組みとなっておりまして、新規の会員登録件数ですが、令和元年度から申し上げますと、令和元年度が96件、令和2年度は76件、3年度は63件、4年度が85件と、新規の会員数も毎年一定程度ございます。また令和5年度、先ほど8月までの集計が取れたのですが、55件ということで、会員登録数は毎年300前後で、辞める方もいらっしゃるの

新陳代謝ということもあるのでですけども、毎年新規会員登録数もそういった100近い数字になっているときもございます。

さらにはサポートセンターを通して結婚した方がお子さんを出産したといううれしい報告も聞かれております。こういったことから、当該事業は人口減少対策における一つの事業として一定の効果はあるものと考えておりまして、今後も結婚を望む独身者に交際、結婚のきっかけとなる多様な出会いの場の創出ということで市の事業としては継続的に実施していきたいと考えてございます。

◎16番（木村 隆洋委員） どうしても長年やってくると、マンネリ化するようなところも多少あると思いますので、ぜひ、先ほど工藤裕介委員の質疑の中でも、あきた結婚支援センターの例も出ていました。いろいろな事例を取り入れながらやっていただければと。個人的には50代も参加しているということで、ちょっと自分自身も…

次に移ります。2款1項4目、決算書の54から55ページ、ひろさき未来創生塾についてお伺いいたします。

今回、説明書を拝見すると、第2期生ということで4名の方が参加されているとなっております。この2期生に参加された方はどういった人たちだったのか、職業とか年齢をお伺いしたいと思います。

それと途中で2名の方が退塾しております。この2名の方が退塾した理由についてもお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） ひろさき未来創生塾の塾生です。説明書のほうに記載してありますのは、令和4年度の段階での塾生ということで、こちらのひろさき未来創生塾の第2期のほうは、2か年のスケジュールで令和3年度に開始しております。

令和3年度は5名でスタートしてございます。5名の属性ですけれども、大学生1名と社会人4名です。社会人のうち職業は会社員、大学の教員、公務員といったふうになってございます。公務員が2名おります。年代といたしましては10代1名、20代2名、30代と40代が各1名となっております。

令和3年度中に1名、それから令和4年度に2名が途中で退塾しておりますけれども、理由といたしましては、学業や仕事との両立の難しさ、それから県外への転居といったところが理由となっております。

◎16番(木村 隆洋委員) 2か年計画ということで、第2期が令和3年から4年までで、第1期が令和元年から2年となっております。

ちょっと参考までに、第1期生、最後に企画立案を発表したりもします。どのような企画立案を第1期生は行ったのかお伺いします。あわせて2期生、最後2人になったのかなと思いますが、2期生の企画立案についてもお尋ねいたします。

◎企画課長(白戸 麻紀子) まず第1期生は10名のメンバーで事業を行ってございました。第1期のほうはグループでの事業ということで、10名が二つのグループに分かれて、それから全員で一つのグループをつくってということで、三つの事業を企画立案しております。

グループの一つについては、まちづくり活動に主体的・積極的に関わる市民を増やすことを目的に、その母体となる団体を設立しまして、イベントを通じて弘前のよさを家族や友人等に共有することで新たな価値を生み出そうという目的で、様々な分野で活躍している方へのインタビューを動画サイトで発信するなどの事業を実施いたしました。

もう一つのグループは、日常におけるもやもや感ですとか生きづらさといったものを感じる人に

安心感と楽しを提供する小さなコミュニティーの場づくりを取組として、堅苦しくない心理学のセミナー、それから子供も参加できるような小規模での工作ワークショップを開催するなどいたしました。

塾生全員のグループといたしましては、人と地域をつなぐことで自分たちが住む弘前をもっと楽しく過ごしやすいまちにしたいということで、地域の魅力を捉えてフリーペーパーやSNS等で情報発信をしたほか、上土手町の朝市と連携しまして、買物客が参加できるような形でのラジオ体操ですとかエクササイズ、そういうものをやりながら買物客と交流を図るなど、にぎわいの創出と人との関わりをつくる事業を実施しました。

いずれも新型コロナウイルス感染症の影響でイベントとして実施したいというものがなかなかできない部分もありましたけれども、ウェブツールを活用したり、小規模で開催するなど、工夫をしながら実践まで行っております。

令和3年度からの第2期生、2名ということで、昨年度、それぞれ個人の企画としてプロジェクトを実施してございます。1名は、旧岩木町の畑で地区外の市民で構成したコミュニティーで共同で野菜作りを行うとともに、食に関するワークショップを開催して、食材を生み出すことに目を向けた食育事業を実施しております。

もう1名は、災害時における自助・共助の力を向上させるために、個人でも気軽に参加でき、楽しみながら学べる防災講座を複数回開催しております。

◎16番(木村 隆洋委員) この事業自体がある意味市長の肝煎りといえますか、「くらし」「いのち」「ひと」の「ひと」の部分で令和元年からこのひろさき未来創生塾が始まったと認識しております。今回2期生、1期が終わって2期生という、2期生がこの令和4年で終わるという中で、

非常に残念ですが、最後の企画立案まで行った方が2名だけだという意味ではちょっと、ある意味、市長の肝煎りの事業としては非常に残念なのかなとも思っております。このひろさき未来創生塾の4年やってきた、2期が令和4年で終わったというところを含めて、この事業のこれまでの効果と、また課題というのをどのように捉えているのかお伺いいたします。

◎企画課長（白戸 麻紀子） ひろさき未来創生塾では、これまで2期4年間の事業を実施することによって、地域のために何かしたいという思いのある市民に対して、将来的に自らが主体性をもってまちづくりに参加できる、そういった活動を行うための人材育成が図られたと考えております。卒業した多くの塾生なのですけれども、本事業をきっかけに、塾生それぞれの地域や職業、人脈などを生かしまして、現在もまちと関わる活動を継続しておられる方がたくさんいらっしゃいます。

一方で課題としては、まちづくり活動に主体的に関わるということは、先ほど退塾の理由でもありましたけれども、学業や仕事との両立が難しいと、心身ともに負担が大きいということが見えてまいりました。こういった状況から、まちづくり活動への興味や意欲はあっても、主体的に活動することができない方、それからちょっとちゅうちょしてしまう方、そういった活動参加のハードルが高いと感じている方が大勢いらっしゃるかと考えたところで、令和5年度は地域で活動している人と団体をつながりを持って、徐々にまちづくり活動につなげていくような地域活動の入り口となる仕組みとなる事業というものを現在実施しているところです。

◎16番（木村 隆洋委員） この未来創生塾の目的、理想の向かっていく先というのは、私は決して間違っていないと思っております。ただ、

事業全体とすれば、なかなかある意味、結果が残せなかったのかなと。今、課長からもお話がありました。令和5年度、今年度から、ちょっとこの反省も踏まえて、もう少し、今っぽく言えばライトな形で、あまりにも急に重い感じでやるのではなくて、ちょっとライトな形で、ではまちづくり、地域づくりをどう考えていこう、この地域をどう考えていこうという形に多分、今、シフトしていると思いますので、ぜひそこを反省も生かしながらつなげてもらえればと思います。

次に行きます。2款1項9目、決算書の62から63ページ、ボランティア支援事業についてお伺いいたします。

説明書のほうでボランティア新規登録数、個人と団体含めて165件とあります。この165件の職業、年齢の内訳をお知らせください。

◎市民協働課長（高谷 由美子） ボランティア新規登録数の内訳ということでございます。ひろさきボランティアセンターでは、ボランティア活動希望者や団体の登録制度を開始しておりまして、令和4年度の新規登録数は、個人が130件、団体が35件の計165件となっております。

個人登録者の年齢の内訳といたしましては、20代が33人と最も多く、次いで10代が23人、30代が19人の順となっております。若い世代の登録が多くなっております。職業別では、学生が50人と最も多く、次に会社員が37人、無職が23人の順となっております。

団体登録者につきましては、ボランティア団体、企業、NPO、学生団体などが登録しております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、課長の御答弁で、個人が130人、団体が35という御答弁がありました。ちょうど昨年、この新しいボランティアセンター、社協と市のボランティアセンターが統合して新しいボランティアセンターができたとい

う、ある意味元年のときに豪雨災害が発生しております。

この昨年の令和4年豪雨災害に、新規で登録した方々が実際にボランティア活動にどのぐらい参加したのかお伺いいたします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 昨年の大雨被害によるりんご園地清掃ボランティア活動については、既にボランティア登録している方に募集を行い、参加いただいたケースもありましたが、園地清掃活動をきっかけにボランティア登録をしていただいた方も多くありました。ボランティアセンターの個人登録者130人のうち、園地清掃活動に参加したのは27人となっております。そのほか、団体登録している企業の従業員などの参加も多数いただいたところです。

◎16番（木村 隆洋委員） 先ほども申し上げました令和4年に社協と市のボランティアセンターが統合して、新しいボランティアセンターができた。これまでどちらかといえば、ボランティアの概念は、我々弘前は災害が少ないということで、ボランティアを派遣する、災害があった地域にボランティアに行ってもらい、東日本大震災のときもそうでしたし、ただ今回のこのボランティアセンターができる意義は、意外と我々が災害を受けたときに実際にボランティアを受入れして、ある意味トリアージしていきながら、どういうところにボランティアのニーズがあるのだろうか、そういうことを探っていくのがこのボランティアセンターの役割として非常に大きいかなと思っていたところに、恐らくそれがまだできるかどうかという段階のときに8月の豪雨災害が来たと認識をしております。ただ、このボランティアセンターがなければ、多分恐らく全国の事例を見ていても、社協が窓口となって、そこに市の、今回であればりんご課が行くのか、市民協働課が行くのか、どこが行くのかというのが意外と混乱

を来す事例が多数あります。そういう意味では、このボランティアセンターがあって、個人的には非常によかったなと感じているのですが、このボランティアセンターの、令和4年からスタートしたというところで、役割についてどのように考えているかお尋ねいたします。この豪雨災害のところを含めて。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 昨年8月の大雨被害のときのボランティアセンターの役割ということでお答えさせていただきます。

令和4年8月の大雨被害の復旧に関しては、りんご園地の清掃活動については、市のひろさきボランティアセンターが、また住居の浸水被害を受けた方の生活再建に関する活動は弘前市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターがそれぞれボランティア活動支援を行いました。りんご園地清掃ボランティア活動における弘前ボランティアセンターの役割といたしましては、まずボランティア登録者への声かけやSNS、ホームページ、新聞等の様々な媒体を活用してのボランティアの募集と、希望農家数に応じてボランティアを振り分けるマッチングを行いました。また、当日には、活動拠点の設営やボランティアの受付と園地への送り出しを行っております。

そのほか、市社会福祉協議会やライオンズクラブ、企業等への呼びかけを行い、ビブスやタオル、手袋、飲料等の必要な物資の提供を受け、ボランティアの皆様が活動しやすい環境の整備などを行ったところです。

◎14番（畑山 聡委員） まず初めに、2款1項1目でしたか、46ページでございますけれども、防犯カメラ整備管理事業についてお伺いいたします。

決算の総額が83万1000円で、そのうち電気代が30万2000円と。東地区モデル事業自体については52万9000円ということになっているのですが、防

犯カメラを整備したということですが、東地区にどのぐらいの防犯カメラを設置したのか、まずお知らせいただければと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 市が東地区に設置した防犯カメラは全部で12基ですが、これは令和3年度に設置したものでございます。

◎14番（畑山 聡委員） ながら見守りというのがございます。参加者数が77人と説明書のほうに書いておりますけれども、一言で77人と、なかなか地域の住民が77人も参加・協力するというのは珍しいのかなとも思うのですけれども、どのようにして地域の住民からの協力を得たのかお知らせいただければと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） ながら見守りへの協力をどのようにして得られたのかということでございます。東地区では、防犯カメラの設置に合わせ、地域の防犯意識の高まりにつながる取組として、地域の皆さんと協働でながら見守りの仕組みづくりを行ったものです。ながら見守りへの参加の呼びかけは、東地区町会長会議や東小学校での周知チラシの配布、防犯集会での呼びかけ、また東地区にある事業者に対しての参加募集などを行ったもので、いずれにおいても快くお引き受けいただいたものです。

◎14番（畑山 聡委員） 東地区がモデル事業ということで、モデル事業ということを設定するに当たって、地域からどのような協力を得られたのか、困難な点はなかったのか、もしございましたらお知らせいただければと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 東地区モデル事業を設定するに当たって困難なことはなかったのかということでございます。東地区への防犯カメラの設置は、東小学校のコミュニティ・スクールでの意見を基に地区からの要望を受け、防犯カメラの設置検討を開始したものです。弘前警察署からは、市内の犯罪発生の状況から、防犯カメラ

の設置の効果は高いとの御意見を頂きましたが、設置効果を高めるためには地域の協力が不可欠であったため、設置の検討を地域の皆さんと協働で進めることにし協力の了承が得られたものです。具体的に申し上げますと、設置希望箇所に係るアンケート調査や現地調査、この結果を基にワークショップによる設置個所の検討、地域説明会、また先ほども申し上げたながら見守りの仕組み検討に当たっては、東小学校の児童の皆さんの協力も得ることができました。いずれの場合も市からの働きかけに対し積極的に御協力いただいたものであります。

◎14番（畑山 聡委員） 私は東地区に住まいしておりますので、この点についてはかなり関わりを持ってしまして、別にごまをするわけではなくて、率直に感想を申し上げますと、市民協働課が非常に職務に熱心で、何度も何度も東地区においでになられまして、いろいろな、市長もおいでになったし、いろいろな大会もやりました。もちろん地域住民も一生懸命、その気にさせてしまったと、地域住民をということで、市民協働課の職務に熱心、そのたまものであろうと敬意を表するものでございます。

次に移りたいと思います。2款1項9目、決算説明書の63ページになります。

エリア担当制度でございます。東地区にも12町会ありまして、町会長会議をやりますと、エリア担当職員が、その地区によって割り振りされている人数が違うと思いますけれども、毎回おいでになります。その地区によって様々なのですが、いつやるか、平日やっているところもございしますが、例えばうちのように日曜日でもやってしまうところもございします。夜は必ず7時からということで、ほかのところはお昼にやっているところもあるのですが、例えば日曜日の7時からという場合もあるわけです。それでもエリア担当の職員が

おいでになって、本当に申し訳ないなとこちらが思うぐらい、そういう職員に、仕事であると言ってしまえばそれまでですが、職員手当が67万5000円と記載されているのですが、もちろんきちんと手当がなされているものだと思いますけれども、何か職員のそういうことで負担になっていないか、そういうことは伺っていないかどうかお知らせいただければと思います。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） エリア担当職員について十分な手当がなされているか、負担になっていないかという御質疑でございますが、エリア担当職員は通常業務と兼務して、エリア担当活動に従事していることから、平日の夜や土日に活動をした際には、市民協働課予算において時間外勤務手当や休日勤務手当を支出しております。

平日の夜や土日の活動への負担感についてでございますが、エリア担当職員は、岩木・相馬地区、出張所地区を除いて1地区当たり4名から10名配置しており、交代制で会議へ出席するなど、負担にならないように工夫をしております。また、エリア担当職員に対しては、定期的に対面や書面による意見聴取を実施し、活動をサポートしており、今後も引き続き庁内での支援体制を継続し、制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

◎14番（畑山 聡委員） この制度の目的というのは、地域とのつながり役を、エリア担当職員を通じて地域とのつながりを持つと書かれているわけですが、達成されているとお考えなのでしょうか。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） 目的が達成されているかということでございますが、令和4年度の案件処理件数は734件と過去最高となり、昨年8月の大雨被害に関する相談が多数寄せられたことが大きな要因ではありますが、地域とのつな

ぎ役となり、地域の要望や課題を吸い上げ、確実に担当課へつなぐというエリア担当職員の役割が達成されたものと捉えております。

また、令和3年度からは、主に町会を対象とした補助事業などの施策情報を市民協働課が各課から集め、エリア担当職員が町会長会議へ出席した際に、各町会長へ情報提供しております。令和4年度は20施策について情報提供し、情報提供回数は延べ320回となっております。エリア担当職員の情報提供から実際に補助金の活用につながったという事例もあり、地域と市のつなぎ役という役割が達成されているものと捉えております。

◎14番（畑山 聡委員） 私は、東地区の町会長会議にももちろん参加しているわけですが、東地区は8月には町会長会議が終わってから飲み会をやると。そのときにはエリア担当も、できれば全員来てくれと。強制ではないのです。参加できる人ということ、そんな遅くまでお酒の飲み会に付き合いたくないという方は参加しなくてももちろん結構なのですが、半分ぐらいの方は、少なくとも半分以上の方かな、参加してください、この間の8月もコロナが大分収まってきたのではないかとちょっと油断もあったかもしれませんが、かなり話も弾んで、腹を割って、公式的な物の言いようではなくて、互いに腹を割ってお話することもできたのかなということで、制度の目的は、お酒を通じてではありますけれども、かなり達成されているのではないかなと、私は個人的には評価しておりました。以上でございます。

次に移りたいと思います。2款1項9目、弘前市町会連合会運営費補助金というのがありますが、昨日も文化センターで理事会がございまして、私も出てきましたけれども、弘前市町会連合会からいろいろな要望が出ているとは思いますが、過去の要望に対して、今までどのように対応

してきたのかお知らせしていただければと思います。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） 町会連合会からの要望への対応ということでございますが、弘前市町会連合会運営費補助金につきましては、これまで実支出額に見合った額への増額について要望を頂いております、市では平成26年度に補助対象経費の拡充のほか、人件費に係る補助額の上限を500万円から530万円に引き上げております。また平成29年度には、少子高齢化の急激な進行の中、地域コミュニティー強化に取り組んでいくため、市町会連合会及び町会に対して一層の支援を求めるとの要望がございました。こちらにつきましては、翌平成30年度に補助金の限度額の算定根拠となる世帯数ごとの単価を20円引き上げいたしましたして、総額約100万円程度の増額となっております。

◎14番（畑山 聡委員） 町会連合会の理事会というのは、月に1回開かれておまして、いつだったか、何月の理事会かちょっと忘れちゃったけれども、今年度もまた弘前市に対して運営費補助金を要望していくということが決定された月がございました。それがそのまま、もう既に今年度も来年度に向けての要望が町会連合会のほうからあったのかどうかお知らせいただければと思います。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） 今年度の要望ということでございますが、令和6年度事業に対する本補助金増額の要望書が令和5年8月9日付で提出されております。

◎14番（畑山 聡委員） ありがとうございます。

次に、2款1項9目でしたか、説明書の62ページになります。町会長もやっているものですから、そちらの方面の話になりますが、町会に事務費交付金というのが交付されています。町会長に

よって町会事務費交付金についての受け止め方は恐らく様々なのだらうと思いますが、町会の存在や役割に対して、弘前市から町会事務費交付金を我が町会でも頂いておりますけれども、十分な額だと言えるのかどうか、こういう質疑はなかなか難しいかと思っておりますけれども。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） この金額が見合った額なのかどうかということですが、町会事務費交付金は、町会に対して市が協力依頼している事務に対するお礼金という意味で交付しているもので、町会活動に係る事務費の一部として活用していただいております。町会運営を後押しすることにつながっているものと考えております。

◎14番（畑山 聡委員） こんなものかなと私は町会長としていつも、もらってももらわなくてもどっちでもいいぐらいの金額というか、今、お礼の意味とおっしゃいましたけれども、お礼の意味と言われれば納得する部分もございまして、それぐらい、町会費でほとんどは賄っておりますので。

あと、何を聞けばいいだろうか。ほかの町会から何か意見や増額要望とかということはございせんですか。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） 町会からの意見や要望ということですが、町会長を対象としたアンケートでは、「事務費交付金を増額してほしい」「町会活動費用も助成をしてほしい」といった回答を頂いております。また、令和3年9月に弘前市町会連合会からも事務費交付金に対する増額の要望書の提出があったことから、一律1万円としていた基本額を、令和4年度より世帯数に応じて1万4000円から2万円までの段階的な金額に増額しております。

◎14番（畑山 聡委員） 町会といっても、世帯数があまり多くない小さな町会もあれば、大き

な世帯数の町会もあって、町会としての財源力というか、格段に違うのです。小さな町会だと、いろいろな寄附が、10件以上の寄附の要請が来るのだけれども、小さな町会になると、それを出すことだけでも大変だと。おかげさまでうちの町会はある程度お金が潤っているので、10件以上、私のお金ではありませんので、預かっているお金ですので、むやみやたらと要望があったからといって出すわけではございませんけれども。今、その金額は違いますよね。その算定根拠というか、どういうものの考え方、基準に基づいてそういうふうな金額の決め方をしているのか、何かありましたらお知らせいただければと思います。

◎市民協働課総括主幹（奈良 幸仁） 算定根拠ということでございますけれども、把握している中で最も古い世帯割分の基本額が昭和45年度の1世帯当たり130円ですけれども、その根拠はちょっと不明であります。当時の基本額130円につきましては、弘前市町会連合会からの要望を受けまして、これまで少しずつ増額しております。平成26年度より現行の1世帯当たり700円となっております。また、1町会当たりの基本額につきましては、平成20年度に一律8,000円として新設いたしました。その後、平成23年度からは1万円に増額し、さらに令和4年度からは、先ほど申し上げましたけれども、1万4000円から2万円までの段階的な金額設定により増額しております。

◎14番（畑山 聡委員） 率直に申し上げますけれども、今は町会の成り手も少なくなっております。そして自分で町会長をやってみて分かるのですが、もう10年ぐらいやっておりますけれども、何でもやってみないと分からないもので、町会が存在しないと、やはり弘前市政にもかなりの支障が生じるだろうと。逆に言うと、町会側が弘前市政に対してかなりの部分で協力しています。町会長会議なんかで不満を言う人もいらっしゃい

ます。けれども、それはボランティアなのだと。ボランティアで同じ弘前市の人間として、弘前を少しでもよくするために、まずは町会をよくするためにですが、町会活動を通して弘前市政がよくなるように、必ずしも金額の問題ではないのだけれども、金額のことを問題にする方もいらっしゃるけれども、そういうふうな考え方は様々だけれども、できれば小さな町会とかもございまして、今後、お金の面でそういうことも考慮してやっていただければと。要望になってしまいましたけれども、以上で終わります。ありがとうございました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。

順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎10番（成田 大介委員） 私から1点だけ確認といたしますか、質疑いたします。

2款1項1目、決算書49ページ、犯罪被害者等支援事業について一つ質疑させてください。これは説明書を見ていくと、支援件数が1件というようなところだったのですが、これは申込みがこれだけだったのか、あるいは複数件あったのだけれども、この1件が適用になったのかという部分、分かればお知らせください。

◎市民協働課長補佐（齊藤 弘行） 犯罪被害転居費助成金についてでございますが、令和4年度の犯罪被害に関わる当市への相談につきましては、3件ございました。そのうち1件につきましては、犯罪被害転居費助成金の要件に合致し、助成金を支出したものでございます。

◎10番（成田 大介委員） これ、中身は

ちょっといろいろとあれだと思うので聞かないですけれども、やはりその3件、やはり非常にいい制度なので、その3件の問合せが来るというのが、適用にならなかった2件というのはどういう事情なのか分からないですけれども、もし基準が厳しくないかとかというところの見直しも含めて、せっかくのいい制度なのでしっかりと周知していただきたいなとお願いを申し上げて終わります。

◎7番（竹内 博之委員） 私からも1点、決算書53ページ、説明書で言うと42ページ、旧市民参画センター等跡地整備事業について伺います。

これは前も議会で、市民参画センターを廃止するというときに、その後の利活用について何か考えているのかみたいな質問がなされたと思うのですけれども、その後、今回決算に上がってきていますので、今、どういう状況にあるのかということと、今後の整備計画についてお伺いします。

◎管財課長（工藤 浩） 旧市民参画センター等跡地についての御質疑でございますけれども、こちらの活用につきましては、管財課ではなくて、別の部署が中心となって、関係課として管財課も関わっておりますけれども、検討している状況でございますが、まだ具体的なものは出てきてございませんで、前回も御答弁申し上げたかと思えますが、当面は、さくらまつりの際の臨時駐車場ですとか、あとねぶたまつり関係での利用、それから市民中央広場で行われるイベント関連の利用、それと公用車の臨時駐車場としての利用ということで使用していきたいということで考えております。

◎7番（竹内 博之委員） 無通告で質疑してあれなのですけれども、今は何か使われているのですか。ごめんなさい、今は何か使われているのですか。ごめんなさい、何回も。今、駐車場の話をされたのですけれども、今現在、もう駐車場とし

て開放されているのですか。

◎管財課長（工藤 浩） 現在は特別使われていない状況でございますが、何かしらイベント等で使用したいというお申出があれば使用させているという状況で、はい。

◎7番（竹内 博之委員） 貴重な財産だと思うので、市の市有財産だと思うので、市民にしっかり開放なり、やはり何か利活用というのは重要なのではないかなと思うのと、あの近辺を歩いている方から話を頂いたのですけれども、ねぶた小屋が今、中央広場のほうにありますけれども、例えばそれを移転するだとかという話もありましたので、この市民参画センターを廃止して、その後の利活用についてはこの議場の中でも結構具体的な方法について議論されていたと思うので、ぜひこちらの点もスピード感を持っていただきたいなということで、終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎19番（外崎 勝康委員） すみません。私のほうからは、2款1項1目の市民生活相談事業について、46から47ページですか、説明書は38ページということなのですが、私は毎年のように皆さんにお聞きしているのですけれども、この満足度に関して、ぜひともお話ししていただきたいと思えます。

また、これに関して言うと、いろいろな要望もあると思うのです。その要望も含めて、その要望に対して4年度でどういった取組をしたのかというのをお話ししていただきたいと思えます。

さらにちょっと申し上げますと、ここに総合市民相談実績が36件と。通常市民相談実績が663件とかなり差があつて、実際に市民が一番聞きたい

のは、この総合市民相談実績というのがやはり一番市民の要望ではないのかなと思います。それも含めて御答弁いただければと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） まず、市民生活相談を受けた方の満足度というところでございます。以前は相談を受けた方にアンケートを実施しておりましたが、来庁されて相談された方のアンケートに答える数が大変少なかったので、令和3年度からは相談者一人一人の満足度や理解度を図ることを目的に、五つの評価項目による統計を相談員が取っております。令和4年度は、相談件数663件について、内容に応じ行政機関の担当部署に誘導したほか、法律相談等については、法テラスや弁護士などの有資格者に具体的に相談を行うよう助言いたしました。また、一部不平不満に対する、何というのでしょうか、何かを相談したいということではなく、まずは聞いてもらいたいという御相談もあるのですけれども、そういった方に対しては、できる限り丁寧に努め、相談者の満足度を高めるように努めたところであります。なお、その満足度、理解度を図ることとした評価の結果、おおむね良好であったと感じております。また、相談の最後に、ありがとうとか分かりましたという感謝、肯定の言葉などは、92.3%の方から得られたとなっております。

続いて、センターに対する要望等ということでございますが、アンケートへの意見として、分かりやすい案内掲示や対応を望むという声があったと聞いてございます。それについては、改善してございます。

あともう一つ、総合市民相談というところ…

◎19番（外崎 勝康委員） ちょっといっぱい言いましたので、もう1回お話しします。要は、総合市民相談実績というのが36件で、通常市民相談実績は663件と。この663件というのは様々な話

を聞いてくれるだけでうれしいとかいろいろあったと思うのですが、やはりこの総合市民相談実績36件というのが、私は非常に少ないと思っているのです。なぜかという、私も市民から相談を受けたときに、やはり市民生活相談のそこに行ってくださいと言うのです。けれども、行って、結局返ってきたのが、なかなか弁護士とも相談できないとか、結局法テラスに行ってくださいとか、結局、私自身が今度弁護士を探してみたりとか、そういったケースが少なくないのです。ですから、こういったものに対して、なぜそうなのかというのをきちんと理解しているのかなというのを聞きしたいと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 通常市民相談は生活センターの相談員2名によって行われており、総合市民相談につきましては、弁護士等の専門家等によって行われているものでございます。そのため、件数のほうは大変少なくなっておりますが、委員おっしゃったようにやはり専門家への相談をしたいという御希望は大変あるかと思っております。

総合市民相談のほかに、例えば弁護士などに気軽に相談できる方法といたしましては、法テラスが行っている法律相談などもございます。また、そのほかに他の団体が行っている専門的な相談というものもございますので、そういったものへの御紹介をしているという状況にございます。

◎19番（外崎 勝康委員） 確かに法テラスとかを紹介しているのですが、なかなか相談しても、どうしたらいいかなという方も少なくないのです。やはりできれば行ったら、弁護士にきちんと話を聞いて、ちゃんと相談して、ある程度方向性を見つけていきたいというのがあると思うのです。ですから、そういう意味では、この事業自体は20万円ということで、事業費が少な過ぎるのではないかなと私は思っているのです。だから、弁

護士もちゃんとした予算があれば、ちゃんと相談体制があるのではないのかなということも思って、今、質疑いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） ページは73ページになろうかと思います。2款5項1目、統計調査。概要書の68ページです。市民意識アンケート事業、括弧書きで、市の取組の成果・満足度等を調査し、今後の施策の基礎資料として活用することを目的に実施と書いてあります。これはどのようなアンケートの内容だったのか、さらにアンケート、どのような成果、満足度を得られたのか、さらにはここに基礎資料として活用することと書いてあります。これらについてお聞かせください。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） まず、市民意識アンケートの内容ということですが、内容といたしましては、学びや文化、スポーツ、健康、医療、福祉、雇用、商工業など16項目の分野から成って、61問の設問を設定してアンケートを行っております。ちなみに、その内容といたしまして、市民が捉える満足度というのがあります。けれども、満足度を問う設問について、満足度から不満度を差し引いたものを満足度スコアとし、調査結果の分析に利用しております。令和4年度の満足度スコアは17.9ポイントとなり、前年度の21.5ポイントから3.6ポイント下がっております。また、その前々の調査からも実は満足度のスコアは低下していることが分かったのですが、これについては広聴広報課としては、新型コロナウイルス感染症によって各種市民活動が制限されるなど、市民を取り巻く環境の変化が影響してこのような結果になったのではないかと推察し

ているところです。

また、市民意識アンケートの調査結果については、地域課題の状況や市民等の意向及び施策の満足度を把握するなどによって、各施策の指標として活用するほか、今後の施策の立案等の基礎資料として活用しているところです。

◎12番（齋藤 豪委員） その基礎資料として活用するというので、一歩踏み込んで、どういうふうな活用を考えておられるのか、もしお持ちであればお聞かせください。

◎広聴広報課長（菊地 謙太郎） まず、アンケートの結果については、速報値というのを取りまして、あと各担当課のほうからも速報値を見させていただきたいという要望については、速やかに提供しております。それを基に、今の時期であると、次年度の予算編成の参考にしたりとか、市民のニーズとか、どのような施策を行うかというのに活用されていると認識しております。

◎11番（坂本 崇委員） 私のほうからは、2款1項9目、説明書62ページ、市民活動保険運用事業についてお聞きいたします。

これは、市民活動やボランティア活動に安心して参加していただくことで市民の自主的な活動が活発になることを目的とした市民及び団体の障害・賠償事故を補償する保険制度だと認識しております。この保険制度の適用範囲といたしますか、こういった場合に、こういった事故とかが対象になるのかについてお聞かせいただきたいのと、あと説明書のところに、令和4年度は保険金支払件数がゼロ件であるということでしたが、その隣に2件治療中と括弧書きで記されております。このことについての説明もお願いしたいと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 市民活動保険における対象となる活動要件ということでございますが、自主的に構成された団体や町会などが

行っている活動、個人が行っている活動、広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動、計画的に行われていること、また無報酬で行っているなど、こういったものを満たしている活動で、その活動中の死亡または負傷及び第三者に損害を与えた事故が対象となっております。

あと、今年度ゼロ件、2件治療中というところですが、令和4年度は2件の傷害事故を受付いたしました。2件とも年度内には治療が完了しなかったため、令和4年度の保険金の支払いはなかったものです。ただ、2件とも5年度に入りまして治療を終えておりますので、現在もう保険金が支払い済みということになってございます。

◎11番（坂本 崇委員） その治療中ということ、今年度、令和5年度に支払うということです。その治療中2件と書かれているものの内容と、あとこれまで過去に主にどういった事故等にこの保険が適用になったかお聞かせいただきたいと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） まず、令和4年度における事案でございますが、一つはスポーツ教室の指導者の指導中の骨折というものが1件、それから町会広報の配付中に転倒いたしまして骨折してしまったというものでございます。

これまでの事案というところで、令和3年度のことを御紹介させていただきますと、令和3年度においては、町会費の集金中にこちらも転倒して打撲をされたという事例ですとか、あとは町会のお祭りの準備中に蜂に刺されたという事案がございました。

◎11番（坂本 崇委員） いろいろな市民のボランティア活動とか、様々な課外活動等にこの保険は適用になっているのだなと思います。

よくあるのですが、町会の活動として、町内の清掃活動というのがあります。特に市のほうから公園などの管理を任されている町内会もあると思

うのですが、そういった町内会で例えば肩がけの草刈り機で芝を刈っているときに、自打球みたく自分に石が跳ね返って飛んできてけがをする、あるいはそれが駐車場とか路上のほうに飛んでいって、駐車中の車のフロントガラスを割るとか、そういった事例がもし過去にあつて、この保険が適用になっているのであれば、そういった事例があればお知らせいただきたいと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 草刈り中の事故ということでございます。ちょっと前になりますが、平成30年度に町会が公園の草刈りをしていて、自動車のドアを損傷してしまったという事故がございました。そのほかに、その前の年の平成29年度に、こちらも町会が公園の草刈りをして窓ガラスを割ってしまったという事例がございます。最近になりまして、草刈り作業の問合せが増えてきておりますので、令和4年度に作業中は複数人で行うこと、またパーティション等飛散防止の措置など安全対策をした上で活動していただくよう、チラシの作成やラジオ等で注意喚起の周知をしたところであります。

◎24番（三上 秋雄委員） 決算書の50ページ、2款1項3目財産管理費の給料のことでちょっとお伺いします。

この給料には管財課の寄附の事務を担当する職員の方も含まれていると思いますが、担当職員は何名で、市に寄附された物品はどのように管理されているのか、ちょっとお聞きします。

◎管財課長（工藤 浩） 寄附に関する御質疑でございますけれども、寄附の事務を担当する職員は1名でございまして、決裁ラインの職員を含めますと4名ということになってございます。

あと、市としての寄附の受入れの決定につきましては管財課が所管しておりますけれども、市に寄附された物品につきましては、受け入れた担当課が市の物品会計規則に基づき管理してございま

す。

◎24番(三上 秋雄委員) 今、課長から説明があったわけですが、各担当課が管理するという事になっていました。では、全体で寄附された物品というか、そういうものはどれぐらいあるのですか。それは把握していますか。

◎管財課長(工藤 浩) 申し訳ございません。寄附された物品ですね。全体の数につきましては、私のところでは全体数は把握してございませんが、年度年度で市のほうに寄附された物品につきましては、一応リストを作成しております、4年度でいきますと、物品に関する寄附は56件ということになってございます。

◎24番(三上 秋雄委員) 市に寄附されたというのは、市民または市民外でも県外にいる方が弘前に思いをして、ぜひ弘前に寄附したいとか、絵とか書とか、そういうものですよね。その管理が一元化されていないというのはおかしい、その担当課に任せるとするのはちょっとおかしいのではないですか。

◎管財課長(工藤 浩) そうですね、物品に関しましては、各課において現在管理している状況でございます、毎年3月末現在で検査をして、4月末までに物品現在高報告書により会計管理者に報告することとされておまして、検査の際にそういった物品については確認を行っている状況でございます。

◎24番(三上 秋雄委員) 今、課長は、各課で調べて上げているのだという感じのものを話しましたけれども、ではこの各課の台帳と物品は、誰が調べるのですか。調べる人はいるのか。例えば監査委員が調べるとか、やっていたか。

◎管財課長(工藤 浩) 各課で検査をいたしまして、物品現在高報告書が会計管理者、会計課のほうに提出されることとなりますので、各課にお

いて検査をし、最終的には会計課のほうでその報告書に基づいて確認がなされているものと考えております。

◎24番(三上 秋雄委員) では、聞きます。最初に市に寄附された年度は分かりますか。課長が言うように、担当が台帳と物品とを合わせてそれでいいということではないでしょうか。どこかが責任を持ってその仕事をしなければいけないでしょうか。例えば担当のほうで、台帳から削除すると、会計課のほうには寄附したものは届いていきません。台帳と違って分かりません。そこを聞いているのです。

◎管財課長(工藤 浩) 物品会計規則の中で、各課で検査されているものと思いますけれども、改善すべき点があれば今後改善していきたいと思えます。

◎24番(三上 秋雄委員) 規則でそうなっているからいいとかという話ではない。最終的にどこがチェックするのかの話。せっかく思いをして市に寄附しているのです。それを課長が、課長補佐が台帳と合わせてやったと。それでは検査になりません。例えば、前向きに考えれば、一括で総務とかどこかで管理して、毎年監査委員が監査すればいいのです。簡単ですよ。やりますか。

◎管財課長(工藤 浩) 現在のところは、物品会計規則に基づいて管理している状況でございますけれども、今、御提案として、どこかの課で一括して管理してはどうかというところでございますけれども、例えば美術的価値の高い作品などでも専門的な知識が必要であったり、あるいは空調設備が整っている施設である必要があるなど、いろいろ課題もあるかと思えますので、その点も踏まえて市としての寄附物品の管理の在り方、どういった管理の仕方が望ましいのか研究してまいりたいと考えております。

◎24番(三上 秋雄委員) 今、課長は専門家のところでないと管理ができない物もあるのだと、あるとなれば大変なことになると。そういうところが管理すればいいでしょう。別にいいでしょう。そういう、絵とかそういうのは管理するのが難しいと。そうしたら、管理できる課が管理して一括でやれば、監査のときも楽だろう。別に総務でやらなくていいのだよ。どこかでそれをやれるのであれば、一括で管理しなさいという簡単な話だよ。では、今までの聞きますよ。監査委員は、これ調べましたか。物品のこれ、照らし合わせは1回でもやりましたか。監査委員がいるのではないか。総務費に監査委員の予算がありますので、監査委員はいるか。いないというのはおかしいではないか。ここさ給料あるとじゃな、監査委員の。

今、監査委員がいないようですので、前向きに直すところは直さなければいけないですよ。いろいろな話があるのです、今まで。だからこれをきちんと管理しないと駄目だということを言っているのです。私は、実は監査委員をやっていました。監査にこれを対象にするとしたらちょっと時間がないということで、私のときは。だからどうなっているのかなと。財産ですので、監査委員は当然監査しなければいけないです。

◎監査委員事務局次長(竹内 孝行) 委員から御指摘がありました件については、物品の台帳と合わせて確認はしております。

◎24番(三上 秋雄委員) では、全部のあれは照らし合わせてやっているということですか。それでいいのですか、監査委員。そんな時間はないと思うのだけれども。

◎監査委員事務局次長(竹内 孝行) 台帳に載っている分については、確認をしております。

◎24番(三上 秋雄委員) だから、これからの話で、今までそういうふうに管理何だかという

規定があって、各課でやっているというのは、今までやっているのは駄目だと今言っても駄目ですから、これからのことを考えたとき、ある意味では一括して管理して、監査のときに台帳とそれを照らし合わせるという作業をしなければ、弘前市に思いがあって寄附した方に申し訳ありません。台帳はあるのだと、台帳を消せばどうするか。いろいろな話があるからこういう話をするのです。だからきちんとやりなさいよという話だ、簡単でしょう。やればいいのです。

◎財務部長(奈良 道明) 確かに寄附された方のお気持ちを尊重するというのは非常に大切なことだと考えております。あと、頂いたものをやはり着実に活用するというのが、それも大事なことだと思いますので、一括してどこかにそれをしまい込んでということはそれもできないことかなと思いますが、それぞれの課で、担当部課で管理するものについては、しっかり物品管理規則に基づいて管理していただくとともに、監査委員の監査をしっかり受けていただいて、適正に管理してまいりたいと考えております。

◎24番(三上 秋雄委員) 部長は分かりませんか。各課で管理しているというのは、どういうところで管理していますか。ロッカーとかですよ。管理する場所がないのだもの。棚の上に上げたとか、それは管理とはならないです。置いたということです。管理というのは違います。もっと責任を持たねば駄目です。各課で使うとき、その担当のところに行って話をして、今日はこういうのに使おうと、返す。それはできると思います。もしもなくなると分かれば、誰が責任を取りますか。足りないとか、そういうふうになったときに、誰が責任取るのか。

◎管財課長(工藤 浩) 紛失した場合の責任ということでございますけれども、物品につきましても、各課で課長であったり、室長であったり、

所長であったり、そういった物品出納員が検査をして管理しておりますので、そういった各課における責任ということになるかと思えます。

◎24番(三上 秋雄委員) 私はこれ、納得するまでやります。いろいろな話があるというのが、ぴんとこないかな。昔からいろいろな物を寄附してくれた。それ、今になれば、台帳に載っていないと分かりません。台帳を消したり何なりというのはあると思えますので、例えばねふたのやつでもこれは壊れていく、消耗品みたいに壊れていけば台帳から外していきます。昔からのことを聞いているのだよ。それがあから、きちんと管理しなさいという話をしているのだ。あるのがなくなったという話があるよな。あなたたち、それ分かるか。だから言うのだよ、そういうことはあっては駄目だということ。別に難しくないと思うのだよな。何がまいねの。寄附を受けてから、五十何点しかないという話ですけれども、本当だろうな。

◎管財課長(工藤 浩) 先ほど御答弁申し上げました物品の寄附56件につきましては、令和4年度分の数字ということでございます。

◎24番(三上 秋雄委員) 私は数字を聞いていない。どのぐらいあったのかという、調べたかという話。五十何件、台帳に載ってあったと。それは調べたと。そのほかになかったのか、最初に寄附されたときから台帳があるのでしょうか。それ、全部足すとどれぐらいになるのか。五十何件でいいのか。それがなくなったのなら、私が言うように、途中でなくなるといけないから、一括した管理にしたほうがいいのではないという話をしているのだ。弘前市が始まって寄附を受けたのは、五十何件か。それくらいか。あなた調べたのか、課長。

◎管財課長(工藤 浩) 大変申し訳ございません。古い時代からの寄附の件数については、今、

手元に資料がございませんで、お答えできない状況であります。

◎24番(三上 秋雄委員) では、後で資料を下さい。ぜひ変えてください。企画部長、どうですか。ぜひ変えて、スタートラインにつけて、台帳と全部照らし合わせるような形をつくってください。各担当課に任せるのではなくて、別にそんなに負担はかからないでしょう。企画部長、お願いします。最後、ちゃんと答えれば終わる。

◎企画部長(外川 吉彦) 委員がおっしゃられる物品といっても、いろいろな種類がございます。確かに美術品もございましょうし、一般に使われるAEDなどの物品もあって、消耗品的な物品については、使用が終わった後とか故障した後というのは台帳から削除されていくというものだと思います。

それから、物品の種類によりましては、どこかの課で、どこかの部署で一括して管理するというのは、種類が複数あるので、それもなかなか厳しいだろうなと私は聞いていて思いました。なので、寄附を受けた物を大事に使って、しっかりと、どこかに紛失したりしないようにちゃんと管理しろという、おっしゃることについては、十分御意見が分かりますので、それについては少し見直しを検討させていただきたいと思えます。

◎24番(三上 秋雄委員) 部長がしゃべるのは、私が言っているのは、書とか絵とか彫刻とか、例えばねふたのあれというのは消耗品で壊れていくのは、こういうことは言っていない。そういう価値のある財産です、市の。みんな財産なのだけれども。その管理がどうなっているかという話で、心配しているのです。例えば絵とか、彫刻でもいい、それはどこか何かイベントのあったときに飾るとかという形になれば、そんなに面倒くさい話ではないと思えます。そこを私は言っているのです。別にNTTからもらったものを寄附

だ、まあ寄附になるのだけれども、それを言っているのではなくて、そこを勘違いしないでください。検討してください。時間ですので終わる。またやります。

◎委員長（佐藤 哲委員） お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれにとどめ、明13日、引き続き2款総務費から審査することいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認め、明13日、引き続き2款総務費から審査することに決定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本日の日程は終了しました。

次の予算決算常任委員会は、明13日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時56分 散会〕